

土木工事書類作成提出要領 新旧対照表

現行（平成 28 年 7 月）	改訂案（令和 2 年 3 月）	備考欄
<p data-bbox="383 421 716 453">土木工事書類作成提出要領</p> <p data-bbox="450 1023 647 1054">平成 2 8 年 7 月</p> <p data-bbox="450 1283 647 1315">中部地方整備局</p>	<p data-bbox="1256 421 1590 453">土木工事書類作成提出要領</p> <p data-bbox="1323 1023 1520 1054">令和 2 年 3 月</p> <p data-bbox="1323 1283 1520 1315">中部地方整備局</p>	

土木工事書類作成提出要領 新旧対照表

現行（平成 28 年 7 月）	改訂案（令和 2 年 3 月）	備考欄
<p style="text-align: center;">土木工事書類作成提出要領</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1-1 目 的</p> <p>この要領は、土木工事共通仕様書等の契約図書に基づき、受発注者が作成している土木工事書類について、提出書類と提示書類の明確化、統一、電子化等を実施することにより、工事書類の簡素化及び発注者の監督・検査と受注者の施工管理業務の効率化を図ることを目的とする。</p> <p>第 1-2 適用範囲</p> <p>1) 土木工事書類作成提出要領（以下「本要領」という）は、営繕工事、港湾工事、空港工事を除くすべての土木工事で適用するものとする。なお、特別の理由等により「本要領」の適用ができない場合は、発注者と受注者で事前に書類作成提出について協議を行うものとする。</p> <p>2) 土木工事書類の作成及び提出について、契約図書及び「本要領」に基づき作成し、提出、提示、整理、保管等を行うものとする。なお、「本要領」は、契約図書を補足するものとする。</p> <p>3) 現場技術者のための中部地方整備局土木工事書類作成の手引き（案）（以下「本手引き」という）は、「本要領」の参考資料として取り扱うものとする。</p> <p>第 1-3 工事成績評定への反映</p> <p>「本要領」により工事書類の作成提出が実施されている場合は、工事成績評定へ反映するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 工事関係書類の定義等</p> <p>第 2-1 工事関係書類</p> <p>1) 工事関係書類とは、工事請負契約履行に伴い、契約上定められた書類や工事の施工に伴い整備される関係書類をいう。</p>	<p style="text-align: center;">土木工事書類作成提出要領</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1-1 目 的</p> <p>この要領は、土木工事共通仕様書等の契約図書に基づき、受発注者が作成している土木工事書類について、提出書類と提示書類の明確化、統一、電子化等を実施することにより、工事書類の簡素化及び発注者の監督・検査と受注者の施工管理業務の効率化を図ることを目的とする。</p> <p>第 1-2 適用範囲</p> <p>1) 土木工事書類作成提出要領（以下「本要領」という）は、営繕工事、港湾工事、空港工事を除くすべての土木工事で適用するものとする。なお、特別の理由等により「本要領」の適用ができない場合は、発注者と受注者で事前に書類作成提出について協議を行うものとする。</p> <p>2) 土木工事書類の作成及び提出について、契約図書及び「本要領」に基づき作成し、提出、提示、整理、保管等を行うものとする。なお、「本要領」は、契約図書を補足するものとする。</p> <p>3) 現場技術者のための中部地方整備局土木工事書類作成の手引き（案）（以下「本手引き」という）は、「本要領」の参考資料として取り扱うものとする。</p> <p>第 1-3 工事成績評定への反映</p> <p>「本要領」により工事書類の作成提出が実施されている場合は、工事成績評定へ反映するものとする。作成不要の書類を添付しても工事成績で評価しない。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 工事関係書類の定義等</p> <p>第 2-1 工事関係書類</p> <p>1) 工事関係書類とは、工事請負契約履行に伴い、契約上定められた書類や工事の施工に伴い整備される関係書類をいう。</p>	<p>→詳細追加</p>

土木工事書類作成提出要領 新旧対照表

現行（平成 28 年 7 月）	改訂案（令和 2 年 3 月）	備考欄
<p>2) 工事関係書類は、特記仕様書（中部地方整備局、平成 27 年 8 月改訂）（以下「特仕」という）第 3 編 3-1-1-15 提出書類の表 3-1-1 に基づき、「契約関係書類」、「工事書類」、「工事完成図書」、「その他」に分けて、作成、整理するものとする。</p> <p>3) 工事関係書類には、追加特記仕様書等により別途指定される様式を含むものとする。</p> <p>第 2-1-1 契約関係書類</p> <p>1) 契約関係書類は、現場において、原本またはその写しを、監督職員、受注者双方が整理・保管するものとする。</p> <p>2) 検査時には、受注者が整理・保管している「契約関係書類綴」により確認を行うものとする。</p> <p>第 2-1-2 工事書類</p> <p>1) 工事書類は、日々の施工や施工管理（計画、施工、確認、評価）等の中で、作成される書類である。</p> <p>2) 監督・検査においては、工事書類により施工管理が施工計画書どおり実施されているか、出来形及び品質が設計図書に適合しているか等の確認を行う。</p> <p>3) 工事書類の作成様式は、受注者の独自様式や ISO9001 等で作成する様式を利用して良いが、設計図書、「本要領」及び「本手引き」で示している項目や内容を確認することができる必要がある。</p> <p>4) 工事書類作成の効率化を図るためには、あらかじめ、必要な作成書類や書類様式等を把握して、電子データの提出や、紙データの提出（両面コピー可）はできるだけコンパクトに整理するものとする。</p> <p>5) 事前協議により、工事着手前に「発注者への提出、提出する書類の種類「紙と電子の別」を受注者間で取り決めを行うものとする。</p> <p>6) 提出する書類の二重提出（ファイルに綴じる場所が異なるだけで同じ書類）は行わないものとする。</p> <p>第 2-1-3 工事完成図書</p> <p>工事完成図、工事管理台帳、地質・土質調査成果等については、設計図書に基づき、期限（完成時等）までに監督職員等に納品するものとする。</p>	<p>2) 工事関係書類は、特記仕様書（中部地方整備局、令和元年 8 月改訂）（以下「特仕」という）第 3 編 3-1-1-15 提出書類の表 3-1-1 に基づき、「契約関係書類」、「工事書類」、「工事完成図書」、「その他」に分けて、作成、整理するものとする。</p> <p>3) 工事関係書類には、追加特記仕様書等により別途指定される様式を含むものとする。</p> <p>第 2-1-1 契約関係書類</p> <p>1) 契約関係書類は、現場において、原本またはその写しを、監督職員、受注者双方が整理・保管するものとする。</p> <p>2) 検査時には、受注者が整理・保管している「契約関係書類綴」により確認を行うものとする。</p> <p>第 2-1-2 工事書類</p> <p>1) 工事書類は、日々の施工や施工管理（計画、施工、確認、評価）等の中で、作成される書類である。</p> <p>2) 監督・検査においては、工事書類により施工管理が施工計画書どおり実施されているか、出来形及び品質が設計図書に適合しているか等の確認を行う。</p> <p>3) 工事書類の作成様式は、受注者の独自様式や ISO9001 等で作成する様式を利用して良いが、設計図書、「本要領」及び「本手引き」で示している項目や内容を確認できる必要がある。</p> <p>4) 工事書類作成の効率化を図るためには、あらかじめ、必要な作成書類や書類様式等を把握して、できるだけコンパクトに整理するものとする。</p> <p>5) 工事書類の提出は原則電子データによるものとし、事前協議により、工事着手前に提出する書類の種類について受発注者間で取り決めを行うものとする。</p> <p>6) 提出する書類は電子データと紙の二重提出（ファイルに綴じる場所が異なるだけで同じ書類）は行わないものとする。</p> <p>第 2-1-3 工事完成図書</p> <p>工事完成図、工事管理台帳、地質・土質調査成果等については、設計図書に基づき、期限（完成時等）までに監督職員等に納品するものとする。</p>	<p>→「特記仕様書」（令和元年 8 月改定）に伴い修正</p> <p>→原則電子化に伴い追加</p> <p>→文章の修正</p>

土木工事書類作成提出要領 新旧対照表

現行（平成 28 年 7 月）	改訂案（令和 2 年 3 月）	備考欄
<p>第 2-1-4 その他 「特仕」第 3 編 3-1-1-15 提出書類の表 3-1-1 に基づき、受注者は必要に応じて作成し、提出等するものとし、発注者においても同様に、必要に応じて作成するものとする。</p> <p>第 2-2 受注者が作成不要な資料等 1) 下記に示す資料等は、原則として、受注者による作成はしなくて良いものとする。なお、発注者が受注者に資料作成を求める場合は、協議（指示）を行い了解が得られた場合、発注者は受注者に対価を支払うものとする。</p> <p>① 設計変更に伴う図面及び数量計算書 (ただし、設計照査に伴う現場の不一致等の図面は受注者が作成)</p> <p>② 協議（指示）簿用及び指示簿用の図面</p> <p>③ 地元説明や関係機関協議に使用する資料 (ただし、施工に関連する資料については受注者が作成)</p> <p>④ 検査のための工事概要書 (工事概要については、監督職員等が契約図書等により技術検査官に説明するものとする。)</p> <p>⑤ 設計変更や協議等に伴う説明のための資料</p> <p>⑥ 「設計図書の照査」の範囲を超えた設計図書の訂正又は変更 (工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）参照)</p> <p>第 2-3 情報共有システム活用について 1) 発注者の監督・検査及び受注者の工事管理業務の効率化を目的に、情報共有システム（以下「ASP」という）を活用するものとする。 平成 27 年度以降、原則として全ての土木工事で ASP の活用を図ることとするが、次に該当する場合には適用を除外できることとする。 ・災害復旧等、緊急に実施する工事の場合 ・工期が短い場合 ・ASP を利用するために必要な通信環境が確保できない場合 ・その他、ASP を活用しても情報の交換・共有の効率化が図られない場合</p>	<p>第 2-1-4 その他 「特仕」第 3 編 3-1-1-15 提出書類の表 3-1-1 に基づき、受注者は必要に応じて作成し、提出等するものとし、発注者においても同様に、必要に応じて作成するものとする。</p> <p>第 2-2 受注者が作成不要な資料等 1) 下記に示す資料等は、原則として、受注者による作成はしなくて良いものとする。なお、発注者が受注者に資料作成を求める場合は、協議（指示）を行い了解が得られた場合、発注者は受注者に対価を支払うものとする。</p> <p>① 設計変更に伴う図面及び数量計算書 (ただし、設計照査に伴う現場の不一致等の図面は受注者が作成)</p> <p>② 協議（指示）簿用及び指示簿用の図面</p> <p>③ 地元説明や関係機関協議に使用する資料 (ただし、施工に関連する資料については受注者が作成)</p> <p>④ 検査のための工事概要書 (工事概要については、監督職員等が契約図書等により技術検査官に説明するものとする。)</p> <p>⑤ 設計変更や協議等に伴う説明のための資料</p> <p>⑥ 「設計図書の照査」の範囲を超えた設計図書の訂正又は変更 (工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）参照)</p> <p style="color: red;">2) 共通仕様書等で定められている業務内容の履行に当たり、必要な資料について受注者が作成する資料は、工事監督職員が指示するものに限る。</p> <p>第 2-3 情報共有システム活用について 1) 発注者の監督・検査及び受注者の工事管理業務の効率化を目的に、情報共有システム（以下「ASP」という）を活用するものとする。 原則として全ての土木工事で ASP の活用を図ることとするが、次に該当する場合には適用を除外できることとする。 ・災害復旧等、緊急に実施する工事の場合 ・工期が短い場合 ・ASP を利用するために必要な通信環境が確保できない場合 ・その他、ASP を活用しても情報の交換・共有の効率化が図られない場合</p>	<p>→詳細追加</p>

土木工事書類作成提出要領 新旧対照表

現行（平成 28 年 7 月）	改訂案（令和 2 年 3 月）	備考欄
<p>ただし、この場合においても工事書類の簡素化に努めるものとする。</p> <p>2) 検査においては、紙ベースで提出等がなされた資料と、電子データを（印刷せずに）パソコン画面で確認する検査（電子検査）を活用するなどし、事前に発注者と受注者で事前協議を行い二重納品防止に努めるものとする。ただし、電子検査は、画面表示に時間を要する、複数画面で同時確認する必要がある場合に複数のパソコンが必要となるなどの欠点もあるため、工事内容、検査内容等を十分に考慮し、活用すること。</p> <p>3) 工事書類の様式については、指定する様式と記載内容に相違がなければ、ASP 内の様式を使用するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 工事書類の作成提出</p> <p>第 3-1 施工計画書</p> <p>1) 施工計画書は、受注者が設計図書に基づき、工事着手前に工事目的物の施工手順、工法などを詳細に記載して監督職員に提出するものである。</p> <p>① 施工計画書は、設計図書に合致し、現場条件を反映させたものとする。</p> <p>② 施工計画書の作成項目や作成内容は、「共仕」、「特仕」、「追特仕」等の設計図書に示されたものを具体化して作成する。</p> <p>2) 受注者は、施工計画書に変更が生じた際には、「特仕」第 1 編 1-1-1-4 施工計画書の 4.変更施工計画書に基づき変更、追加、削除を行い、変更施工計画書を提出するものとする。</p> <p>第 3-2 技術提案等の工事請負契約書「附則」記載事項内容の施工計画書記載について</p> <p>1) 受注者は、総合評価落札方式により契約した場合、施工計画書に技術提案内容を踏まえた詳細な内容及び企業の施工能力等における登録基幹技能者配置、担当技術者の資格、建設 ICT の活用について記載するものとする。</p> <p>2) 技術提案等の工事請負契約書「附則」事項の履行確認チェックシート（別添-1、以下「チェックシート」という）は、技術提案及び施工能力の内容、</p>	<p>ただし、この場合においても工事書類の簡素化に努めるものとする。</p> <p>2) 検査においては、パソコン画面で確認する検査（電子検査）を主として、補足的に紙ベース資料を活用する。また、事前に発注者と受注者で事前協議を行い、二重納品防止に努めるものとする。ただし、電子検査は、画面表示に時間を要する場合や、同時確認で複数のパソコンが必要となることがあるため、受注者においては受検場所、工事内容、検査内容等を十分に考慮した上で準備し、活用すること。</p> <p>3) 工事書類の様式については、指定する様式と記載内容に相違がなければ、ASP 内の様式を使用するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 工事書類の作成提出</p> <p>第 3-1 施工計画書</p> <p>1) 施工計画書は、受注者が設計図書に基づき、工事着手前に工事目的物の施工手順、工法などを詳細に記載して監督職員に提出するものである。</p> <p>① 施工計画書は、設計図書に合致し、現場条件を反映させたものとする。</p> <p>② 施工計画書の作成項目や作成内容は、「共仕」、「特仕」、「追特仕」等の設計図書に示されたものを具体化して作成する。</p> <p>2) 受注者は、重要な変更が生じた場合（工期や数量等の軽微な変更以外）は、「特仕」第 1 編 1-1-1-4 施工計画書の 4.変更施工計画書に基づき変更、追加、削除を行い、変更施工計画書を提出するものとする。</p> <p>3) 災害復旧等早急な対応を要する場合の概略発注や関係機関協議等制約条件により施工方法が未確定な工種については、詳細内容が確定した段階で作成し提出するものとする。</p> <p>第 3-2 技術提案等の工事請負契約書「附則」記載事項内容の施工計画書記載について</p> <p>1) 受注者は、総合評価落札方式により契約した場合、施工計画書に技術提案内容を踏まえた詳細な内容及び企業の施工能力等における登録基幹技能者配置、担当技術者の資格、建設 ICT 等の活用について記載するものとする。</p> <p>2) 技術提案等の工事請負契約書「附則」事項の履行確認チェックシート（別添-1、以下「チェックシート」という）は、技術提案及び施工能力の内容、</p>	<p>→文章の修正</p> <p>→書類作成簡素化</p> <p>→やむを得ない場合の措置を追加</p> <p>→自由設定項目の追加により「等」を追加</p>

土木工事書類作成提出要領 新旧対照表

現行（平成 28 年 7 月）	改訂案（令和 2 年 3 月）	備考欄
<p>実施計画（具体的な実施項目）、確認方法や頻度、確認時期について監督職員と受注者が調整したうえで作成するものとする。</p> <p>3) 技術提案及び施工能力の履行確認は、監督職員等が原則臨場して確認し、「チェックシート」の確認日欄に確認日及び確認方法（立会、写真、資料等）を記入し、監督職員が判定欄にチェック及びサインするものとする。</p> <p>4) 監督職員は確認の際、受注者に提出または提示を求める写真等の資料は必要最小限とし、受注者が作成・提出する総合評価実施報告書（バックデータの提出が必要な場合は、電子データによる提出を可とする）と「チェックシート」と合わせたものをまとめておくものとする。</p> <p>5) 主任監督員は、工事完成時に総括監督員に対し、総合評価実施報告書により技術提案の「履行」または「不履行」について報告するものとする。</p> <p>第 3-3 施工体制台帳、施工体系図</p> <p>1) 改正建設業法が平成 27 年 4 月 1 日よりの施行されたことにより、下請契約を締結する全ての元請業者は施工体制台帳を作成し、適化法によりその写しを発注者に提出する必要がある。</p> <p>2) 施工体制台帳等に係る提出書類については次のようにする。</p> <p>① 受注者は、工事現場に施工体制台帳の原本を備え付け、監督職員及び検査職員が提示を求めた場合は応じるものとする。</p> <p>② 施工体制台帳の変更や追加については、原本に反映させ、速やかに変更等に伴う施工体制台帳、再下請負通知書及び施工体系図を監督職員へ提出するものとする。なお、施工体系図（工事担当技術者）については監督職員から提示を求められた場合は、応じるものとする。</p> <p>③ 施工体制台帳は、建設業法で受注者において 5 年間の保存が義務付けられている。</p> <p>第 3-4 工事打合せ簿「協議（指示）」</p> <p>1) 工事打合せ簿「協議（指示）」は、発注者において作成し、監督職員と受注者が双方において保管するものとする。</p> <p>2) 工事打合せ簿「協議（指示）」に添付する資料は、必要最小限とする。</p> <p>3) 検査時には、受注者が保管する工事打合せ簿「協議（指示）」を使用して</p>	<p>実施計画（具体的な実施項目）、確認方法や頻度、確認時期について監督職員と受注者が調整したうえで作成するものとする。</p> <p>3) 技術提案及び施工能力の履行確認は、監督職員等が原則臨場して確認し、「チェックシート」の確認日欄に確認日及び確認方法（立会、写真、資料等）を記入し、監督職員が判定欄にチェック及びサインするものとする。</p> <p>4) 受注者が作成する総合評価実施報告書の写真等の資料については必要最小限とし、監督職員が提示を求めた場合は応じるものとする。</p> <p>5) 主任監督員は、工事完成時に総括監督員に対し、履行確認チェックシートにより技術提案等の「履行」または「不履行」について報告するものとする。報告時に、総合評価実施報告書が必要な場合は、受注者より提示を受けるとともに、報告終了後は速やかに返却するものとする。</p> <p>第 3-3 施工体制台帳、施工体系図</p> <p>1) 改正建設業法が平成 27 年 4 月 1 日よりの施行されたことにより、下請契約を締結する全ての元請業者は施工体制台帳を作成し、適化法によりその写しを発注者に提出する必要がある。</p> <p>2) 施工体制台帳等に係る提出書類については次のようにする。</p> <p>① 受注者は、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出しなければならない。</p> <p>② 施工体制台帳は、建設業法で受注者において 5 年間の保存が義務付けられている。</p> <p>第 3-4 工事打合せ簿「協議（指示）」</p> <p>1) 工事打合せ簿「協議（指示）」は、発注者において作成し、監督職員と受注者が双方において保管するものとする。</p> <p>2) 工事打合せ簿「協議（指示）」に添付する資料は、必要最小限とする。</p> <p>3) 検査時には、受注者が保管する工事打合せ簿「協議（指示）」を使用して</p>	<p>→文章の修正</p> <p>→技術提案内容の情報管理の措置</p> <p>→「特記仕様書」（令和元年 8 月改定）に伴い修正 →「特記仕様書」（令和元年 8 月改定）に伴い削除</p> <p>→誤記修正</p>

土木工事書類作成提出要領 新旧対照表

現行（平成 28 年 7 月）	改訂案（令和 2 年 3 月）	備考欄
<p>検査を行うものとする。（検査のために原本をコピーする必要なし）</p> <p>第 3-5 工事打合せ簿「協議」</p> <p>1) 工事打合せ簿「協議」に添付する資料は、必要最少限とする。</p> <p>2) 協議当初は、詳細図（正確な寸法が記載された図面）は不要とし、設計図書に対して発生した事象や内容が判る写真と対応策のみを適切に記載し処理をするものとする。詳細図は、方針等が定まった段階で必要により作成するものとし、頻繁な差し替え等は行わないものとする。</p> <p>3) 受注者の設計照査により発注者への協議が必要な場合は、設計照査の資料を利用し協議を実施するものとする。</p> <p>4) 現場推進会議において決定した内容（「発注者 処理・回答」欄の記載内容）で、そのまま施工可能なものは、確認書（三者のサイン入りのもの）の提出により、協議に読み替えることができるものとする。</p> <p>第 3-6 工事打合せ簿「承諾」</p> <p>1) 使用材料の承諾については、設計図書で指定された材料以外は不要である。なお、工事着手前に監督職員の指示により承諾が必要とされた材料についても工事打合せ簿「承諾」により処理するものとする。</p> <p>2) 任意施工に関する材料等についても工事打合せ簿「承諾」は不要である。</p> <p>3) 使用材料に関するパンフレット等の提出は必要最少限の添付資料とし、参考となる Web ページアドレスを記載するなどの工夫を行うものとする。</p> <p>4) 工事打合せ簿「協議」と工事打合せ簿「承諾」を混同している事例があるが、「協議」は発注者と受注者が対等な立場で合議し結論を得ることであり、「承諾」は設計図書で明示した事項について発注者と受注者が同意することである。なお、設計変更の対象としない事項については「承諾」で処理されている事例があるが、協議事項については設計変更の対象に関係なく「協議」として行い、設計変更の対象としない場合は、その旨を明記しておく必要がある。</p> <p>第 3-7 工事打合せ簿「提出」</p> <p>1) 工事で使用した全ての材料の品質・規格を証明する資料は、受注者の責任において使用する前に確認し整備、保管するものとする。そのうち、設計図</p>	<p>検査を行うものとする。（検査のために原本をコピーする必要なし）</p> <p>第 3-5 工事打合せ簿「協議」</p> <p>1) 工事打合せ簿「協議」に添付する資料は、必要最少限とする。また、発注者は意識し過度な書類作成とならないよう努めるものとする</p> <p>2) 協議当初は、詳細図（正確な寸法が記載された図面）は不要とし、設計図書に対して発生した事象や内容が判る写真と対応策のみを適切に記載し処理をするものとする。詳細図は、方針等が定まった段階で必要により作成するものとし、頻繁な差し替え等は行わないものとする。</p> <p>3) 受注者の設計照査により発注者への協議が必要な場合は、設計照査の資料を利用し協議を実施するものとする。</p> <p>4) 現場推進会議において決定した内容（「発注者 処理・回答」欄の記載内容）で、そのまま施工可能なものは、確認書（三者のサイン入りのもの）の提出により、協議に読み替えることができるものとする。</p> <p>第 3-6 工事打合せ簿「承諾」</p> <p>1) 使用材料の承諾については、設計図書で指定された材料以外は不要である。なお、工事着手前に監督職員の指示により承諾が必要とされた材料についても工事打合せ簿「承諾」により処理するものとする。</p> <p>2) 任意施工に関する材料等についても工事打合せ簿「承諾」は不要である。</p> <p>3) 使用材料に関するパンフレット等の提出は必要最少限の添付資料とし、参考となる Web ページアドレスを記載するなどの工夫を行うものとする。</p> <p>4) 工事打合せ簿「協議」と工事打合せ簿「承諾」を混同している事例があるが、「協議」は発注者と受注者が対等な立場で合議し結論を得ることであり、「承諾」は設計図書で明示した事項について発注者と受注者が書面等により同意することである。なお、設計変更の対象としない事項については「承諾」で処理されている事例があるが、協議事項については設計変更の対象に関係なく「協議」として行い、設計変更の対象としない場合は、その旨を明記しておく必要がある。</p> <p>第 3-7 工事打合せ簿「提出」</p> <p>1) 工事で使用した全ての材料の品質・規格を証明する資料は、受注者の責任において使用する前に確認し整備、保管するものとする。そのうち、設計図</p>	<p>→誤記修正及び詳細追加</p> <p>→誤記修正</p> <p>→詳細追加</p>

土木工事書類作成提出要領 新旧対照表

現行（平成 28 年 7 月）	改訂案（令和 2 年 3 月）	備考欄
<p>書で指定された材料は使用する前や完成時に提出（納品）するものとする。 また、施工中や検査時に監督職員や検査職員から提示を求められた場合は、応じるものとする。</p> <p>2) 使用材料に関するパンフレット等の提出は不要とする。パンフレットが必要な場合は、必要最少限とし、参考となる Web ページアドレスを記載するなどの工夫を行うものとする。</p> <p>3) 施工機械で排ガス対策型、低騒音型、低振動型機械については、使用機械の機種、規格、型式、指定内容、指定番号、適合区分を施工計画書に明記し、受注者は施工中にシールの貼付とシールの有効期間等の整合性を確認することとし、機械が認定された公示文や証明書等のコピーの提出は必要としない。</p> <p>第 3-8 工事履行報告書</p> <p>1) 工事履行報告書は、契約上定められた書類であり、発注者（監督職員）が工事の進捗状況を把握するための資料である。</p> <p>2) 工事履行報告書はASP 等を使用して提出するものとし、添付資料は不要である。ただし、監督職員から工事履行報告書の内容の確認を求められた場合、受注者は実施工程表や出来高内訳等を提示するものとする。</p> <p>第 3-9 休日・夜間作業届</p> <p>1) 休日・夜間作業の有無を週間工程会議や ASP 等による週間工程表等で監督職員が事前に確認することができれば休日・夜間作業届の作成は不要である。</p> <p>2) 緊急の際は口頭、電子メール、Fax による連絡で良いものとする。</p> <p>3) 現道上の工事を行う場合は、口頭以外の電子メール、Fax による連絡でも良いものとする。</p> <p>4) 監督職員または検査職員が、休日取得状況の確認を行うため、資料（作業日、休業日がカレンダーに明示され、休日取得率が計算された資料等）の提示を求めた場合、受注者は応じるものとする。</p> <p>第 3-10 材料確認簿（確認簿）</p> <p>1) 材料確認は、設計図書で指定された材料について行うものとする。</p> <p>2) 材料確認簿（確認簿）については、ASP 等を使用して監督職員と受注者でやりとりを行い、工事施工中は各々で電子データにより保管するものとする。</p> <p>3) 材料確認に使用する資料については、確認実施者で保管するものとし、材</p>	<p>書で指定された材料は使用する前や完成時に提出（納品）するものとする。 また、施工中や検査時に監督職員や検査職員から提示を求められた場合は、応じるものとする。</p> <p>2) 使用材料に関するパンフレット等の提出は不要とする。パンフレットが必要な場合は、必要最小限とし、参考となる Web ページアドレスを記載するなどの工夫を行うものとする。</p> <p>3) 施工機械で排ガス対策型、低騒音型、低振動型機械については、使用機械の機種、規格、型式を施工計画書に明記し、受注者は施工中にシールの貼付とシールの有効期間等の整合性を確認することとし、機械が認定された公示文や証明書等のコピーの提出は必要としない。</p> <p>第 3-8 工事履行報告書</p> <p>1) 工事履行報告書は、契約上定められた書類であり、発注者（監督職員）が工事の進捗状況を把握するための資料である。</p> <p>2) 工事履行報告書の添付資料は不要であるが、監督職員から工事履行報告書の内容の確認を求められた場合、受注者は実施工程表や出来高内訳等を提示するものとする。</p> <p>第 3-9 休日・夜間作業届</p> <p>1) 休日・夜間作業の有無を週間工程会議や ASP 等による週間工程表等で監督職員が事前に確認することができれば休日・夜間作業届の作成は不要である。</p> <p>2) 緊急の際は口頭、電子メール、Fax による連絡で良いものとする。</p> <p>3) 現道上の工事を行う場合は、口頭以外の電子メール、Fax による連絡でも良いものとする。</p> <p>4) 監督職員または検査職員が、休日取得状況の確認を行うため、資料（作業日、休業日がカレンダーに明示され、休日取得率が計算された資料等）の提示を求めた場合、受注者は応じるものとする。</p> <p>第 3-10 材料確認簿（確認簿）</p> <p>1) 材料確認は、設計図書で指定された材料について行うものとする。</p> <p>2) 材料確認簿（確認簿）については、ASP 等を使用して監督職員と受注者でやりとりを行い、工事施工中は各々で電子データにより保管するものとする。</p> <p>3) 材料確認に使用する資料については、確認実施者で保管するものとし、材</p>	<p>→誤記修正</p> <p>→書類作成簡略化</p> <p>→文章の修正</p>

土木工事書類作成提出要領 新旧対照表

現行（平成 28 年 7 月）	改訂案（令和 2 年 3 月）	備考欄
<p>料確認簿（確認簿）に添付しないものとする。</p> <p>第 3-1-1 段階確認簿（確認書）</p> <p>1) 工事施工に伴う段階確認については、頻度や実施時期等を施工計画書に記載して提出するものとする。</p> <p>2) 段階確認簿（確認書）の様式は、ASP 等を使用して発注者と受注者でやり取りを行い、工事施工中は各々で電子データにより保管するものとする。</p> <p>3) 段階確認時に使用する資料については、確認実施者で保管するものとし、段階確認簿（確認書）に添付しないものとする。</p> <p>第 3-1-2 確認・立会願（確認立会書）</p> <p>1) 確認・立会願（確認立会書）については、段階確認簿（確認書）と同様の手続きや取扱いをするものとする。</p> <p>第 3-1-3 出来形管理図表</p> <p>1) 出来形管理は、その目的を理解して、各工種ごとに管理目標を立てて実施するとともに、実施結果の評価を行いそれを今後どのように生かすかが重要である。そのためには、測定値を入力し出来形管理表として提出するだけでなく、その結果に対する評価をコメントして提出する必要がある。</p> <p>また、管理項目と管理方法等において施工計画書との整合が図られているかを確認しておく必要がある。</p> <p>2) 出来形管理関係は、基本的に ASP 等により提出を行うものとする。なお、検査では出来形の検査が大変重要であるので、検査時には次の資料の提出を行うものとする。</p> <p>◇測定点 10 点以上の出来形管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出来形管理の評価コメント（まとめ）【様式任意】 ・測定結果総括表 【様式-81】 	<p>料確認簿（確認簿）に添付しないものとする。</p> <p>第 3-1-1 段階確認簿（確認書）</p> <p>1) 工事施工に伴う段階確認については、頻度や実施時期等を施工計画書に記載して提出するものとする。</p> <p>2) 段階確認簿（確認書）の様式は、ASP 等を使用して発注者と受注者でやり取りを行い、工事施工中は各々で電子データにより保管するものとする。</p> <p>3) 監督職員又は現場技術員が臨場した場合、状況写真は不要であり、出来形管理写真は省略できる。</p> <p>4) 段階確認時に使用する資料については、確認実施者で保管もしくは ASP に登録するものとし、段階確認簿（確認書）に添付しないものとする。</p> <p>第 3-1-2 確認・立会願（確認立会書）</p> <p>1) 確認・立会願（確認立会書）については、段階確認簿（確認書）と同様の手続きや取扱いをするものとする。</p> <p>2) 監督職員又は現場技術員が臨場した場合、状況写真は不要であり、出来形管理写真は省略できる。</p> <p>第 3-1-3 出来形管理図表</p> <p>1) 出来形管理は、その目的を理解して、工種ごとに管理目標を立てて実施するとともに、実施結果の評価を行い、それを今後どのように生かすかが重要である。そのためには、測定値を入力し出来形管理表として提出するだけでなく、その結果に対する評価をコメントして提出する必要がある。</p> <p>また、管理項目と管理方法等において施工計画書との整合が図られているかを確認しておく必要がある。</p> <p>2) 出来形管理関係は、基本的に ASP 等により提出を行うものとする。なお、検査では出来形の検査が大変重要であるので、検査時には次の資料の提出を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出来形管理の評価コメント（まとめ）【様式任意】 ・測定結果総括表 【様式-81】 →測定点 10 点未満の場合は不要 ・測定結果一覧表 【様式-82】 ・品質管理図表 【様式-83】 	<p>→文章の追加</p> <p>→文章追加「特記仕様書」に合わせ修正</p> <p>→文章追加</p> <p>→誤記修正</p> <p>→詳細追加</p>

土木工事書類作成提出要領 新旧対照表

現行（平成 28 年 7 月）	改訂案（令和 2 年 3 月）	備考欄
<p>・ 出来形管理図（工程能力図） 【様式-84】</p> <p>3) 検査時に測定データの確認や実地検査で測定結果一覧表【様式-82】が必要となる場合があるので、パソコンで確認できるようにしておくとともに、印刷できるようにしておく必要がある。</p> <p>4) 検査時に測定結果一覧表の値と野帳や測定状況写真との整合を行う場合があるので、野帳等を準備しておく必要がある。</p> <p>5) 納品される出来形管理資料について、各様式の測定者の氏名のみ（押印不要）で良いものとする。</p> <p>第 3-1 4 品質管理図表</p> <p>1) 品質管理については、出来形管理と同様にその目的を理解して、各工種ごとに管理目標を立てて実施するとともに、実施結果の評価を行い、それを今後どのように生かすかが重要である。そのためには、測定値を入力し品質管理表として提出するだけでなく、その結果に対する評価（特に工程との関係など）をコメントして提出する必要がある。</p> <p>2) 品質管理関係についても基本的に ASP 等により提出を行うものとする。なお、検査では品質の検査が大変重要であるので、検査時に次の資料の提出を行うものとする。</p> <p>◇測定点 10 点以上の品質管理</p> <p>・ 品質管理の評価コメント（まとめ）【様式任意】</p> <p>・ 測定結果総括表 【様式-81】</p> <p>・ 品質管理図（工程能力図） 【様式-84】</p> <p>3) 検査時に測定データの確認のため、測定結果一覧表【様式-82】や関連資料が必要となる場合があるので、パソコンで確認できるようにしておくとともに、印刷できるようにしておく必要がある。</p> <p>4) 検査時に測定結果一覧表の値と測定結果証明書、野帳、測定状況写真等との整合を行う場合があるので、野帳等を準備しておく必要がある。</p> <p>5) 納品される品質管理資料について、各様式の測定者の押印は行わなくても良いものとする。</p>	<p>・ 品質管理図（工程能力図） 【様式-84】 →測定点 10 点未満の場合は不要</p> <p>3) 検査時に測定データの確認や実地検査で測定結果一覧表【様式-82】が必要となる場合があるので、パソコンで確認できるようにしておく。</p> <p>4) 納品される出来形管理資料について、各様式の測定者の氏名のみ（押印不要）で良いものとする。</p> <p>第 3-1 4 品質管理図表</p> <p>1) 品質管理については、出来形管理と同様にその目的を理解して、工種ごとに管理目標を立てて実施するとともに、実施結果の評価を行い、それを今後どのように生かすかが重要である。そのためには、測定値を入力し品質管理表として提出するだけでなく、その結果に対する評価（特に工程との関係など）をコメントして提出する必要がある。</p> <p>2) 品質管理関係についても基本的に ASP 等により提出を行うものとする。なお、検査では品質の検査が大変重要であるので、検査時に次の資料の提出を行うものとする。</p> <p>・ 品質管理の評価コメント（まとめ）【様式任意】</p> <p>・ 測定結果総括表 【様式-81】 →測定点 10 点未満の場合は不要</p> <p>・ 測定結果一覧表 【様式-82】</p> <p>・ 品質管理図表 【様式-83】</p> <p>・ 品質管理図（工程能力図） 【様式-84】 →測定点 10 点未満の場合は不要</p> <p>3) 検査時に測定データの確認のため、測定結果一覧表【様式-82】や関連資料が必要となる場合があるので、パソコンで確認できるようにしておくとともに、印刷できるようにしておく必要がある。</p> <p>4) 納品される品質管理資料について、各様式の測定者の押印は行わなくても良いものとする。</p>	<p>→書類作成とは無関係のため削除</p> <p>→誤記修正</p> <p>→詳細追加</p> <p>→書類作成とは無関係のため削除</p>

土木工事書類作成提出要領 新旧対照表

現行（平成 28 年 7 月）	改訂案（令和 2 年 3 月）	備考欄
<p>第 3-15 安全管理書類</p> <p>1) 工事中の安全確保は大変重要であるため、施工計画書に記載するとともに関係法令や仕様書により、十分な安全管理を行う必要があり、その結果を記録したものが安全管理書類となる。受注者は、安全管理書類を整理しておき、施工途中に監督職員が安全管理に関する資料の提示を求めた場合は応じるものとする。（すべて提出不要）</p> <p>第 3-16 品質証明</p> <p>1) 品質証明は、受注者が責任を持って工事全般にわたり（工種が偏らないこと）社内検査を実施し、工事の品質等を証明するものである。したがって、品質証明員が、発注者の検査職員と同様な目で行うことが必要である。また、施工計画書に品質証明に関する社内検査の項目、時期、頻度等を記載するものとする。</p> <p>2) 品質証明に関する資料は、品質証明書を完成時に提出するものとし、社内検査に使用した資料は添付しないものとする。なお、検査時には品質証明員が出席することを原則としており、社内検査に使用した添付資料等は検査時に提示できるようにしておくものとする。また、施工途中に監督職員が品質証明に関する資料の提示を求めた場合は応じるものとする。</p> <p>第 3-17 土木工事品質確認技術者</p> <p>1) 受注者は、土木工事品質確認技術者を選択した場合、土木工事品質確認技術者として実施する段階確認や材料確認（設計図書で指定された材料）の項目、時期、頻度について監督職員と事前に協議し、取り決めた内容について、施工計画書に記載するものとする。</p> <p>2) 完成時には土木工事品質確認技術者が実施した内容を記録した様式と段階確認や材料確認で使用した資料を検査時に提出するものとする。なお、検査時には土木工事品質確認技術者が出席することを原則としており、土木工事品質確認技術者の記録様式、段階確認や材料確認した資料等について提示できるようにしておくものとする。また、施工途中に監督職員が、土木工事品質確認技術者が確認した資料等の提示を求めた場合は応じるものとする。</p> <p>第 3-18 創意工夫等</p> <p>1) 創意工夫・社会性等に関する事項については、具体的な実施内容と方法を</p>	<p>第 3-15 安全管理書類</p> <p>1) 工事中の安全確保は大変重要であるため、施工計画書に記載するとともに関係法令や仕様書により、十分な安全管理を行う必要があり、その結果を記録したものが安全管理書類となる。受注者は、安全管理書類を整理しておき、施工途中に監督職員が安全管理に関する資料の提示を求めた場合は応じるものとする。（すべて提出不要）</p> <p>第 3-16 品質証明</p> <p>1) 品質証明は、受注者が責任を持って工事全般にわたり（工種が偏らないこと）社内検査を実施し、工事の品質等を証明するものである。したがって、品質証明員が、発注者の検査職員と同様な目で行うことが必要である。また、施工計画書に品質証明に関する社内検査の項目、時期、頻度等を記載するものとする。</p> <p>2) 品質証明に関する資料は、品質証明書を完成時に提出するものとし、社内検査に使用した資料は添付しないものとする。なお、検査時には品質証明員が出席することを原則としており、社内検査に使用した添付資料等は検査時に提示できるようにしておくものとする。また、施工途中に監督職員が品質証明に関する資料の提示を求めた場合は応じるものとする。</p> <p>第 3-17 土木工事品質確認技術者</p> <p>1) 受注者は、土木工事品質確認技術者を選択した場合、土木工事品質確認技術者として実施する段階確認や材料確認（設計図書で指定された材料）の項目、時期、頻度について監督職員と事前に協議し、取り決めた内容について、施工計画書に記載するものとする。</p> <p>2) 完成時には土木工事品質確認技術者が実施した内容を記録した様式と段階確認や材料確認で使用した資料を検査時に提出するものとする。なお、検査時には土木工事品質確認技術者が出席することを原則としており、土木工事品質確認技術者の記録様式、段階確認や材料確認した資料等について提示できるようにしておくものとする。また、施工途中に監督職員が、土木工事品質確認技術者が確認した資料等の提示を求めた場合は応じるものとする。</p> <p>第 3-18 創意工夫等</p> <p>1) 創意工夫・社会性等に関する事項については、実施内容と方法を施工計画</p>	<p>→文章修正</p>

土木工事書類作成提出要領 新旧対照表

現行（平成 28 年 7 月）	改訂案（令和 2 年 3 月）	備考欄
<p>施工計画書に記載するものとする。</p> <p>2) 実施状況の報告は様式のみ提出とし、添付資料は必要により写真 1 枚程度とする。なお、監督職員が詳細な内容に関する資料等を求めた場合は、提示するものとする。</p> <p>【解説】 創意工夫・社会性等に関する実施項目は、イメージアップの項目と混同しない様に注意することが必要である。</p> <p>第 3-19 工事写真</p> <p>1) 工事写真は、写真管理基準(案)に基づき施工計画書に該当工種の写真管理項目を記載し、これにより撮影・保存するものとする。</p> <p>2) 工事写真の提出は、デジタル写真管理情報基準に基づき整理し電子データのみとする。印刷した写真や写真帳の提出は不要である。</p> <p>3) 検査時に電子データの写真を確認するため、パソコン等の準備が必要である。</p> <p>第 3-20 その他</p> <p>1) 材料納入伝票の提出は、設計図書で指定された材料がある場合のみとする。また、資料が多い場合は、電子データ（PDF ファイル）での提出を認めるものとする。</p> <p>2) 維持工事においては事前に監督職員と打合せを行い、提出資料の取り決めを行うものとする。</p> <p>3) 関係官庁協議資料等は、監督職員が資料の写しの提出を求めた場合以外は、協議後の報告または提示のみで良いものとする。</p> <p>4) 新技術活用申請書の提出は、発注者指定型の場合は不要で、総合評価落札方式における技術提案（施工者希望型）で明記した場合及び請負契約締結後の提案（施工者希望型）で施工を行う場合のみで良い。但し、いずれの場合でも新技術を活用し施工を行った場合は、新技術活用効果調査表の作成・提出は必要である。</p> <p>5) 建退共受け払い簿については、提示するのみで良い。証紙を貼り付けた手帳のコピーは不要である。</p>	<p>書に記載するものとする。</p> <p>2) 実施状況の報告は様式のみ提出とし、添付資料は必要により写真 1 枚程度とする。なお、監督職員が内容に関する説明等を求めた場合は、提示資料等により説明するものとする。</p> <p>第 3-19 工事写真</p> <p>1) 工事写真は、写真管理基準(案)に基づき施工計画書に該当工種の写真管理項目を記載し、これにより撮影・保存するものとする。</p> <p>2) 工事写真の提出は、デジタル写真管理情報基準に基づき整理し電子データのみとする。印刷した写真や写真帳の提出は不要である。</p> <p>3) 検査時に電子データの写真を確認するためのパソコン等は受注者にて準備する必要がある。</p> <p>4) デジタル工事写真については小黒板情報の電子化を行い、受発注者双方の業務効率化を図る。</p> <p>第 3-20 その他</p> <p>1) 材料納入伝票の提出は、設計図書で指定された材料がある場合のみとする。また、資料が多い場合は、電子データ（PDF ファイル）での提出を認めるものとする。</p> <p>2) 維持工事においては事前に監督職員と打合せを行い、提出資料の取り決めを行うものとする。</p> <p>3) 関係官庁協議資料等は、監督職員が資料の写しの提出を求めた場合以外は、協議後の報告または提示のみで良いものとする。</p> <p>4) 新技術活用申請書の提出は、発注者指定型の場合は不要で、総合評価落札方式における技術提案（施工者希望型）で明記した場合及び請負契約締結後の提案（施工者希望型）で施工を行う場合のみで良い。但し、いずれの場合でも新技術を活用し施工を行った場合は、新技術活用効果調査表の作成・提出は必要である。</p> <p>5) 建退共受け払い簿については、提示するのみで良い。証紙を貼り付けた手帳のコピーは不要である。</p>	<p>→文章修正</p> <p>削除→同解説に記載しているため</p> <p>→文章修正</p> <p>→令和元年 5 月 24 日付け事務連絡による</p> <p>→名称の変更</p>

土木工事書類作成提出要領 新旧対照表

現行（平成 28 年 7 月）	改訂案（令和 2 年 3 月）	備考欄
<p>6) イメージアップの実施写真（報告書形式）の提出は不要。写真管理基準（案）に基づいて実施状況を撮影し工事写真として提出する。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 その他</p> <p>第 4-1 意見等の提出等 本要領により、工事書類等の取扱い上、特段の問題が発生する恐れがある場合または改善等の意見がある場合は、中部地方整備局技術管理課検査係へ報告または提出するものとする。</p> <p>【連絡先】 中部地方整備局企画部技術管理課 技術検査官又は検査係 電話 0 5 2 - 9 5 3 - 8 1 3 1</p>	<p>6) 現場環境改善の実施写真（報告書形式）の提出は不要。写真管理基準（案）に基づいて実施状況を撮影し工事写真として提出する。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 その他</p> <p>第 4-1 意見等の提出等 本要領により、工事書類等の取扱い上、特段の問題が発生する恐れがある場合または改善等の意見がある場合は、中部地方整備局技術管理課検査係へ報告または提出するものとする。</p> <p>【連絡先】 中部地方整備局企画部技術管理課 技術検査官又は検査係 電話 0 5 2 - 9 5 3 - 8 1 3 1</p>	

土木工事書類作成提出要領 新旧対照表

現行 (平成 28 年 7 月)

改訂案 (令和 2 年 3 月)

備考欄

別添-1 技術提案等の工事請負契約書「附則」事項の履行確認チェックシート

別添-1 技術提案等の工事請負契約書「附則」事項の履行確認チェックシート

工事名: 平成〇〇年度 〇〇〇〇〇〇〇〇工事

【技術提案等の工事請負契約書「附則」事項の履行確認チェックシート】
この法規類は、工事発注時に工事の成績評定を判定する際に主任監督員から報告を受けて押印する。

評価基準項目	番号	技術提案内容	実施計画	確認方法	確認時期	確認日	判定	備考	
								確認方法(立会・写真・資料等)を記載	備考
技術提案 目的物の性能・機能(耐久性等)の向上対策 【構台コンクリートのひび割れ抑制対策】	①	〇〇材を追加し、濃度ひび割れを抑制します。	材料確認と施工時確認			H27.01.21	☑		
	②	ひび割れの発生が予測され、〇〇を設置し、ひび割れを抑制します。	技術提案内容として実施する項目を具体的に記載する。	実施計画内容の確認方法、網度を記載する。		確認を行った際、その月日を記入	☑		最終時点においては、資料番号を記載
	③	養生時は、〇〇L、ひび割れを抑制します。	養生時は、〇〇L、ひび割れを抑制します。		養生計画書の作成		8/03	☑	
	④	濃度ひび割れ解析を実施し、ひび割れ分析結果の報告書を作成します。	ひび割れ分析結果の報告書を作成		養生計画書の作成		8/03	☑	
	⑤						8/03	☑	
評価基準項目		実施計画					☐		
目的物の性能・機能(耐久性等)の向上対策 【構台コンクリートのひび割れ抑制対策】		〇〇材を追加し、濃度ひび割れを抑制します。	材料確認と施工時確認			H27.07.10	☑		
〇〇担当技術者の配置		現場状況確認					☑		
確認ICTの活用 出来高管理 施工設置							☑		

※ 記入欄は適宜追加する。また、技術提案と施工能力は別々の紙(別業)としてもよい

工事名: 平成〇〇年度 〇〇〇〇〇〇〇〇工事

【技術提案等の工事請負契約書「附則」事項の履行確認チェックシート】
この法規類は、工事発注時に工事の成績評定を判定する際に主任監督員から報告を受けて押印する。

評価基準項目	番号	技術提案内容	実施計画	確認方法	確認時期	確認日	判定	備考	
								確認方法(立会・写真・資料等)を記載	備考
技術提案 目的物の性能・機能(耐久性等)の向上対策 【構台コンクリートのひび割れ抑制対策】	①	〇〇材を追加し、濃度ひび割れを抑制します。	材料確認と施工時確認			H27.01.21	☑		
	②	ひび割れの発生が予測され、〇〇を設置し、ひび割れを抑制します。	技術提案内容として実施する項目を具体的に記載する。	実施計画内容の確認方法、網度を記載する。		確認を行った際、その月日を記入	☑		最終時点においては、資料番号を記載
	③	養生時は、〇〇L、ひび割れを抑制します。	養生時は、〇〇L、ひび割れを抑制します。		養生計画書の作成		8/03	☑	
	④	濃度ひび割れ解析を実施し、ひび割れ分析結果の報告書を作成します。	ひび割れ分析結果の報告書を作成		養生計画書の作成		8/03	☑	
	⑤						8/03	☑	
評価基準項目		実施計画					☐		
目的物の性能・機能(耐久性等)の向上対策 【構台コンクリートのひび割れ抑制対策】		〇〇材を追加し、濃度ひび割れを抑制します。	材料確認と施工時確認			H27.07.10	☑		
〇〇担当技術者の配置		現場状況確認					☑		
確認ICTの活用 出来高管理 施工設置							☑		

※ 記入欄は適宜追加する。また、技術提案と施工能力は別々の紙(別業)としてもよい

土木工事書類作成提出要領・同解説 新旧対照表

現行（平成 28 年 7 月）	改訂案（令和 2 年 3 月）	備考欄
<p data-bbox="362 472 1015 520">土木工事書類作成提出要領・同解説</p> <p data-bbox="560 1236 813 1283">平成 2 8 年 7 月</p> <p data-bbox="566 1598 813 1644">中部地方整備局</p>	<p data-bbox="1492 472 2145 520">土木工事書類作成提出要領・同解説</p> <p data-bbox="1703 1236 1926 1283">令和 2 年 3 月</p> <p data-bbox="1691 1598 1938 1644">中部地方整備局</p>	<p data-bbox="2683 233 2849 268">【改訂解説版】</p>

土木工事書類作成提出要領・同解説 新旧対照表

現行（平成 28 年 7 月）	改訂案（令和 2 年 3 月）	備考欄
<p>土木工事書類作成提出要領・同解説</p> <p>第 1 章 総 則</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>第 1-1 目 的</p> <p>この要領は、土木工事共通仕様書等の契約図書に基づき、受発注者が作成している土木工事書類について、提出書類と提示書類の明確化、統一、電子化等を実施することにより、工事書類の簡素化及び発注者の監督・検査と受注者の施工管理業務の効率化を図ることを目的とする。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>第 1-2 適用範囲</p> <p>1) 土木工事書類作成提出要領（以下「本要領」という）は、営繕工事、港湾工事、空港工事を除くすべての土木工事で適用するものとする。なお、特別の理由等により「本要領」の適用ができない場合は、発注者と受注者で事前に書類作成提出について協議を行うものとする。</p> <p>2) 土木工事書類の作成及び提出について、契約図書及び「本要領」に基づき作成し、提出、提示、整理、保管等を行うものとする。なお、「本要領」は、契約図書を補足するものとする。</p> <p>3) 現場技術者のための中部地方整備局土木工事書類作成の手引き（案）（以下「本手引き」という）は、「本要領」の参考資料として取り扱うものとする。</p> <p>【解説】</p> <p>1) 維持工事や除雪、清掃作業などや、特別の事情により「本要領」によることができない場合は、発注者と受注者で協議を行い工事書類の統一・簡素化を図ることを念頭において、書類の作成や提出を行うものとする。</p> <p>2) 工事書類簡素化の経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 20 年 4 月 17 日「工事書類の簡素化（案）の試行について」（平成 22 年 3 月 30 日廃止） ・平成 21 年 10 月 技術管理課「中部地方整備局土木工事書類作成の手引き（案）」 ・平成 25 年 1 月 技術管理課「中部地方整備局土木工事書類作成の手引き（案）」 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第 1-3 工事成績評定への反映</p> <p>「本要領」により工事書類の作成提出が実施されている場合は、工事成績評定へ反映するものとする。</p> <p>【解説】</p> <p>検査において、「本要領」により工事書類の作成や提出が的確に実施され工事書類が簡潔に整理されている場合は、工事成績評定へ反映するものとする。具体的には、工事成績評定要領の主任技術評価官及び技術検査官の考査項目別運用表の下記の項目にレ点を付すものとする。</p> </div>	<p>土木工事書類作成提出要領・同解説</p> <p>第 1 章 総 則</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>第 1-1 目 的</p> <p>この要領は、土木工事共通仕様書等の契約図書に基づき、受発注者が作成している土木工事書類について、提出書類と提示書類の明確化、統一、電子化等を実施することにより、工事書類の簡素化及び発注者の監督・検査と受注者の施工管理業務の効率化を図ることを目的とする。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>第 1-2 適用範囲</p> <p>1) 土木工事書類作成提出要領（以下「本要領」という）は、営繕工事、港湾工事、空港工事を除くすべての土木工事で適用するものとする。なお、特別の理由等により「本要領」の適用ができない場合は、発注者と受注者で事前に書類作成提出について協議を行うものとする。</p> <p>2) 土木工事書類の作成及び提出について、契約図書及び「本要領」に基づき作成し、提出、提示、整理、保管等を行うものとする。なお、「本要領」は、契約図書を補足するものとする。</p> <p>3) 現場技術者のための中部地方整備局土木工事書類作成の手引き（案）（以下「本手引き」という）は、「本要領」の参考資料として取り扱うものとする。</p> <p>【解説】</p> <p>1) 維持工事や除雪、清掃作業などや、特別の事情により「本要領」によることができない場合は、発注者と受注者で協議を行い工事書類の統一・簡素化を図ることを念頭において、書類の作成や提出を行うものとする。</p> <p>2) 工事書類簡素化の経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 20 年 4 月 17 日「工事書類の簡素化（案）の試行について」（平成 22 年 3 月 30 日廃止） ・平成 21 年 10 月 技術管理課「中部地方整備局土木工事書類作成の手引き（案）」 ・平成 25 年 1 月 技術管理課「中部地方整備局土木工事書類作成の手引き（案）」 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第 1-3 工事成績評定への反映</p> <p>「本要領」により工事書類の作成提出が実施されている場合は、工事成績評定へ反映するものとする。作成不要の書類を添付しても工事成績で評価しない。</p> <p>【解説】</p> <p>検査において、「本要領」により工事書類の作成や提出が的確に実施され工事書類が簡潔に整理されている場合は、工事成績評定へ反映するものとする。（書類の見栄えが工事成績に影響されることはない）具体的には、工事成績評定要領の主任技術評価官及び技術検査官の考査項</p> </div>	<p style="text-align: center;">→詳細追加</p> <p style="text-align: center;">→詳細解説を追加</p>

土木工事書類作成提出要領・同解説 新旧対照表

現行（平成 28 年 7 月）	改訂案（令和 2 年 3 月）	備考欄
<p>(主任技術評価官)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>1. 施工体制 II. 配置技術者</p> <p>【監理（主任）技術者を評価する項目】</p> <p><input type="checkbox"/> 事前協議を踏まえ、共通仕様書及び諸基準に基づき書類を適切に作成し、整理している。</p> </div> <p>(技術検査官)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>2. 施工状況 I. 施工管理</p> <p><input type="checkbox"/> 工事関係書類を事前協議に基づき過不足なく簡潔に整理していることが確認できる。</p> </div> <p style="text-align: center;">第 2 章 工事関係書類の定義等</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第 2-1 工事関係書類</p> <p>1) 工事関係書類とは、工事請負契約履行に伴い、契約上定められた書類や工事の施工に伴い整備される関係書類をいう。</p> <p>2) 工事関係書類は、特記仕様書（中部地方整備局、平成 27 年 8 月改訂）（以下「特仕」という）第 3 編 3-1-1-15 提出書類の表 3-1-1 に基づき、「契約関係書類」、「工事書類」、「工事完成図書」、「その他」に分けて、作成、整理するものとする。</p> <p>3) 工事関係書類には、追加特記仕様書等により別途指定される様式を含むものとする。</p> </div> <p>【解説】</p> <p>平成 27 年度発注工事より全ての工事において原則 ASP を利用することとしており、電子による提出を前提とし、本要領で定めていた中部独自の紙様式は廃止する。なお、事前協議において紙での提出を選択した場合の様式は、標準様式（案）を参考に協議により定めること</p> <p>○「土木工事共通仕様書」を適用する請負工事に用いる帳票様式</p> <p>http://www.nilim.go.jp/japanese/standard/form/index.html（国総研 HP へ）</p>	<p>目別運用表の下記の項目にレ点を付すものとする。</p> <p>(主任技術評価官)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>1. 施工体制 II. 配置技術者</p> <p>【監理（主任）技術者を評価する項目】</p> <p><input type="checkbox"/> 事前協議を踏まえ、共通仕様書及び諸基準に基づき、工事書類の簡素化の趣旨に則り、工事書類を適切に作成し、提出又は提示している。</p> </div> <p>(技術検査官)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>2. 施工状況 I. 施工管理</p> <p><input type="checkbox"/> 工事関係書類を事前協議に基づき過不足なく作成していることが確認できる。</p> </div> <p style="text-align: center;">第 2 章 工事関係書類の定義等</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第 2-1 工事関係書類</p> <p>1) 工事関係書類とは、工事請負契約履行に伴い、契約上定められた書類や工事の施工に伴い整備される関係書類をいう。</p> <p>2) 工事関係書類は、特記仕様書（中部地方整備局、令和元年 8 月改訂）（以下「特仕」という）第 3 編 3-1-1-15 提出書類の表 3-1-1 に基づき、「契約関係書類」、「工事書類」、「工事完成図書」、「その他」に分けて、作成、整理するものとする。</p> <p>3) 工事関係書類には、追加特記仕様書等により別途指定される様式を含むものとする。</p> </div> <p>【解説】</p> <p>平成 27 年度発注工事より全ての工事において原則 ASP を利用することとしており、令和 2 年 3 月改定から電子による提出を原則とし、本要領で定めていた中部独自の紙様式は廃止する。なお、事前協議において紙での提出を選択した場合の様式は、標準様式（案）を参考に協議により定めること</p> <p>○「土木工事共通仕様書」を適用する請負工事に用いる帳票様式</p> <p>http://www.nilim.go.jp/japanese/standard/form/index.html（国総研 HP へ）</p>	<p>→「請負工事成績評定要領の一部改定について」（令和元年 9 月 20 日改定）に伴い修正</p> <p>→「請負工事成績評定要領の一部改定について」（令和元年 9 月 20 日改定）に伴い修正</p> <p>→「特記仕様書」（令和元年 8 月改定）に伴い修正</p> <p>→今回改定から「原則」に統一</p>
<p>第 2-1-1 契約関係書類</p> <p>1) 契約関係書類は、現場において、原本またはその写しを、監督職員、受注者双方が整理・保管するものとする。</p> <p>2) 検査時には、受注者が整理・保管している「契約関係書類綴」により確認を行うものとする。</p> <p>【解説】</p>	<p>第 2-1-1 契約関係書類</p> <p>1) 契約関係書類は、現場において、原本またはその写しを、監督職員、受注者双方が整理・保管するものとする。</p> <p>2) 検査時には、受注者が整理・保管している「契約関係書類綴」により確認を行うものとする。</p> <p>【解説】</p>	

土木工事書類作成提出要領・同解説 新旧対照表

現行（平成 28 年 7 月）	改訂案（令和 2 年 3 月）	備考欄
<p>1) 契約関係書類の様式は、中部地方整備局のホームページや「本手引き」に示されている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>第 2-1-2 工事書類</p> <p>1) 工事書類は、日々の施工や施工管理（計画、施工、確認、評価）等の中で、作成される書類である。</p> <p>2) 監督・検査においては、工事書類により施工管理が施工計画書どおり実施されているか、出来形及び品質が設計図書に適合しているか等の確認を行う。</p> <p>3) 工事書類の作成様式は、受注者の独自様式や ISO9001 等で作成する様式を利用して良いが、設計図書、「本要領」及び「本手引き」で示している項目や内容を確認することができる必要がある。</p> <p>4) 工事書類作成の効率化を図るためには、あらかじめ、必要な作成書類や書類様式等を把握して、電子データの提出や、紙データの提出（両面コピー可）はできるだけコンパクトに整理するものとする。</p> <p>5) 事前協議により、工事着手前に「発注者への提出、提出する書類の種類「紙と電子の別」を受注者間で取り決めを行うものとする。</p> <p>6) 提出する書類の二重提出（ファイルに綴じる場所が異なるだけで同じ書類）は行わないものとする。</p> </div> <p>【解説】</p> <p>1) 工事書類は、何のために作成するのか、その目的を十分に把握して作成、整理することが基本である。したがって、提出する書類は体裁を整えた書類が必要であるが、工事を施工する中で作成し検査時等に提示するのみの書類(例えば施工体制台帳の原本など)は、実施状況が確認できれば良いものであり、書類の原本をそのまま提示すれば良い。</p> <p>2) 工事書類に受注者の独自様式を使用する場合、発注者が求めているものが何であるかを把握して、発注者と事前に打合せを行い施工計画書に使用様式を添付するものとする。</p> <p>3) 監督職員等の中で情報共有のため書類のコピーが必要な場合は、発注者でコピー等を行うものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>第 2-1-3 工事完成図書</p> <p>工事完成図、工事管理台帳、地質・土質調査成果等については、設計図書に基づき、期限（完成時等）までに監督職員等に納品するものとする。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>第 2-1-4 その他</p> <p>「特仕」第 3 編 3-1-1-15 提出書類の表 3-1-1 に基づき、受注者は必要に応じて作成し、提出等するものとし、発注者においても同様に、必要に応じて作成するものとする。</p> </div>	<p>1) 契約関係書類の様式は、中部地方整備局のホームページや「本手引き」に示されている。</p> <p>2) 令和 2 年 3 月より書類限定型工事検査を全工事対象に試行している。この場合は「書類限定型工事検査実施要領（案）」により実施するものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>第 2-1-2 工事書類</p> <p>1) 工事書類は、日々の施工や施工管理（計画、施工、確認、評価）等の中で、作成される書類である。</p> <p>2) 監督・検査においては、工事書類により施工管理が施工計画書どおり実施されているか、出来形及び品質が設計図書に適合しているか等の確認を行う。</p> <p>3) 工事書類の作成様式は、受注者の独自様式や ISO9001 等で作成する様式を利用して良いが、設計図書、「本要領」及び「本手引き」で示している項目や内容を確認できる必要がある。</p> <p>4) 工事書類作成の効率化を図るためには、あらかじめ、必要な作成書類や書類様式等を把握して、できるだけコンパクトに整理するものとする。</p> <p>5) 工事書類の提出は原則電子データによるものとし、事前協議により、工事着手前に提出する書類の種類について受発注者間で取り決めを行うものとする。</p> <p>6) 提出する書類は原則電子データと紙の二重提出（ファイルに綴じる場所が異なるだけで同じ書類）は行わないものとする。</p> </div> <p>【解説】</p> <p>1) 工事書類は、何のために作成するのか、その目的を十分に把握して作成、整理することが基本である。したがって、提出する書類は体裁を整えた書類が必要であるが、工事を施工する中で作成し検査時等に提示するのみの書類は、実施状況が確認できれば良いものであり、見栄えに拘らず施工中作成している書類の原本をそのまま提示すれば良い。</p> <p>2) 工事書類に受注者の独自様式を使用する場合、工事目的物の品質確保や円滑な施工等に必要なのが何であるかを把握して、発注者と事前に打合せを行い施工計画書に使用様式を添付するものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>第 2-1-3 工事完成図書</p> <p>工事完成図、工事管理台帳、地質・土質調査成果等については、設計図書に基づき、期限（完成時等）までに監督職員等に納品するものとする。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>第 2-1-4 その他</p> <p>「特仕」第 3 編 3-1-1-15 提出書類の表 3-1-1 に基づき、受注者は必要に応じて作成し、提出等するものとし、発注者においても同様に、必要に応じて作成するものとする。</p> </div>	<p>→書類限定型工事検査の試行（令和 2 年 3 月）に伴う追加</p> <p>→原則電子化に伴い一部削除</p> <p>→文章の修正</p> <p>→詳細解説の追加</p> <p>→詳細解説の追加</p> <p>→原則電子化に伴い削除</p>

土木工事書類作成提出要領・同解説 新旧対照表

現行（平成 28 年 7 月）	改訂案（令和 2 年 3 月）	備考欄
<p>第 2-2 受注者が作成不要な資料等</p> <p>1) 下記に示す資料等は、原則として、受注者による作成はしなくて良いものとする。なお、発注者が受注者に資料作成を求める場合は、協議（指示）を行い了解が得られた場合、発注者は受注者に対価を支払うものとする。</p> <p>① 設計変更に伴う図面及び数量計算書 （ただし、設計照査に伴う現場の不一致等の図面は受注者が作成）</p> <p>② 協議（指示）簿用及び指示簿用の図面</p> <p>③ 地元説明や関係機関協議に使用する資料 （ただし、施工に関連する資料については受注者が作成）</p> <p>④ 検査のための工事概要書 （工事概要については、監督職員等が契約図書等により技術検査官に説明するものとする。）</p> <p>⑤ 設計変更や協議等に伴う説明のための資料</p> <p>⑥ 「設計図書の照査」の範囲を超えた設計図書の訂正又は変更 （工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）参照）</p> <p>【解説】</p> <p>説明資料や変更資料等については、原則として、受注者が作成しないものとし、受注者に依頼する場合は、発注者から協議（指示）を行い了解が得られた場合、対価を支払うものとする。協議（指示）の際に、指示内容に関する概算金額及び延長必要日数についても協議するものとする。</p> <p>【参考資料】</p> <p>1. 「土木工事共通仕様書第 3 編 3-1-1-7 数量の算出」の解釈について</p> <p>1. 一般事項</p> <p>受注者は、出来形数量を算出するために出来形測量を実施しなければならない。</p> <p>2. 出来形数量の提出</p> <p>受注者は、出来形測量の結果を基に、土木工事数量算出要領（案）及び設計図書に従って、出来形数量を算出し、その結果を監督職員からの請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完成時までに監督職員に提出しなければならない。</p> <p>出来形測量の結果が、設計図書の寸法に対し、土木工事施工管理基準及び規格値を満たしていれば、出来形数量は設計数量とする。なお、設計数量とは、設計図書に示された数量及びそれを基に算出された数量をいう。</p> <p>【解釈】</p> <p>1) 受注者が「出来形数量」を算出する理由は、構造物の延長や舗装等の面積、土工の土量等の出来形数量が設計数量に対してどのように出来上がっているのかを確認するために行う</p>	<p>第 2-2 受注者が作成不要な資料等</p> <p>1) 下記に示す資料等は、原則として、受注者による作成はしなくて良いものとする。なお、発注者が受注者に資料作成を求める場合は、協議（指示）を行い了解が得られた場合、発注者は受注者に対価を支払うものとする。</p> <p>① 設計変更に伴う図面及び数量計算書 （ただし、設計照査に伴う現場の不一致等の図面は受注者が作成）</p> <p>② 協議（指示）簿用及び指示簿用の図面</p> <p>③ 地元説明や関係機関協議に使用する資料 （ただし、施工に関連する資料については受注者が作成）</p> <p>④ 検査のための工事概要書 （工事概要については、監督職員等が契約図書等により技術検査官に説明するものとする。）</p> <p>⑤ 設計変更や協議等に伴う説明のための資料</p> <p>⑥ 「設計図書の照査」の範囲を超えた設計図書の訂正又は変更 （工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）参照）</p> <p style="color: red;">2) 共通仕様書等で定められている業務内容の履行に当たり、必要な資料について受注者が作成する資料は、監督職員が指示するものに限る。</p> <p>【解説】</p> <p>説明資料や変更資料等については、原則として、受注者が作成しないものとし、受注者に依頼する場合は、発注者から協議（指示）を行い、受注者の了解が得られた場合、対価を支払うものとする。協議（指示）の際に、指示内容に関する概算金額及び延長必要日数についても協議するものとする。</p> <p>【参考資料】</p> <p>1. 「土木工事共通仕様書第 3 編 3-1-1-7 数量の算出」の解釈について</p> <p>1. 一般事項</p> <p>受注者は、出来形数量を算出するために出来形測量を実施しなければならない。</p> <p>2. 出来形数量の提出</p> <p>受注者は、出来形測量の結果を基に、土木工事数量算出要領（案）及び設計図書に従って、出来形数量を算出し、その結果を監督職員からの請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完成時までに監督職員に提出しなければならない。</p> <p>出来形測量の結果が、設計図書の寸法に対し、土木工事施工管理基準及び規格値を満たしていれば、出来形数量は設計数量とする。なお、設計数量とは、設計図書に示された数量及びそれを基に算出された数量をいう。</p> <p>【解釈】</p> <p>1) 受注者が「出来形数量」を算出する理由は、構造物の延長や舗装等の面積、土工の土量等の出来形数量が設計数量に対してどのように出来上がっているのかを確認するために行うも</p>	<p>→詳細追加</p>

土木工事書類作成提出要領・同解説 新旧対照表

現行（平成 28 年 7 月）				改訂案（令和 2 年 3 月）				備考欄
概略発注に伴う 詳細設計図面	○	※2	・発注者は、作成した詳細設計図面を受注者に協議（指示）する。	概略発注に伴う 詳細設計図面	○	※2	・発注者は、作成した詳細設計図面を受注者に協議（指示）する。	
設計（契約）図書 の変更資料 （変更図面、変更 特記仕様書及び 変更数量計算書）	○	※3	・発注者が設計（契約）図書の変更資料（変更図面、 変更仕様書及び数量計算書）を作成する。 ・共仕第 1 編 1-1-1-14 設計図書の変更による。	設計（契約）図書 の変更資料 （変更図面、変更 特記仕様書及び 変更数量計算書）	○	※3	・発注者が設計（契約）図書の変更資料（変更図面、 変更仕様書及び数量計算書）を作成する。 ・共仕第 1 編 1-1-1-14 設計図書の変更による。	
※1 受注者に「設計図書の照査」の範囲を超える資料の作成を指示する時は、発注者がその費用を負担する ※2 受注者に詳細設計図面の作成を指示する時は、発注者がその費用を負担する。 ※3 受注者に設計図書の変更資料の作成を指示する時は、発注者がその費用を負担する。				※1 受注者に「設計図書の照査」の範囲を超える資料の作成を指示する時は、発注者がその費用を負担する ※2 受注者に詳細設計図面の作成を指示する時は、発注者がその費用を負担する。 ※3 受注者に設計図書の変更資料の作成を指示する時は、発注者がその費用を負担する。				
第 2－3 情報共有システム活用について 1) 発注者の監督・検査及び受注者の工事管理業務の効率化を目的に、情報共有システム（以下「ASP」という）を活用するものとする。 平成 27 年度以降、原則として全ての土木工事で ASP の活用を図ることとするが、次に該当する場合には適用を除外できることとする。 ・災害復旧等、緊急に実施する工事の場合 ・工期が短い場合 ・ASP を利用するために必要な通信環境が確保できない場合 ・その他、ASP を活用しても情報の交換・共有の効率化が図られない場合 ただし、この場合においても工事書類の簡素化に努めるものとする。 2) 検査においては、紙ベースで提出等がなされた資料と、電子データを（印刷せずに）パソコン画面で確認する検査（電子検査）を活用するなどし、事前に発注者と受注者で事前協議を行い二重納品防止に努めるものとする。ただし、電子検査は、画面表示に時間を要する、複数画面で同時確認する必要がある場合に複数のパソコンが必要となるなどの欠点もあるため、工事内容、検査内容等を十分に考慮し、活用すること。 3) 工事書類の様式については、指定する様式と記載内容に相違がなければ、ASP 内の様式を使用するものとする。				第 2－3 情報共有システム活用について 1) 発注者の監督・検査及び受注者の工事管理業務の効率化を目的に、情報共有システム（以下「ASP」という）を活用するものとする。 原則として全ての土木工事で ASP の活用を図ることとするが、次に該当する場合には適用を除外できることとする。 ・災害復旧等、緊急に実施する工事の場合 ・工期が短い場合 ・ASP を利用するために必要な通信環境が確保できない場合 ・その他、ASP を活用しても情報の交換・共有の効率化が図られない場合 ただし、この場合においても工事書類の簡素化に努めるものとする。 2) 検査においては、パソコン画面で確認する検査（電子検査）を主として、補足的に紙ベース資料を活用する。また、事前に発注者と受注者で事前協議を行い、二重納品防止に努めるものとする。ただし、電子検査は、画面表示に時間を要する場合や、同時確認で複数のパソコンが必要となることがあるため、受注者においては受検場所、工事内容、検査内容等を十分に考慮した上で準備し、活用すること。 3) 工事書類の様式については、指定する様式と記載内容に相違がなければ、ASP 内の様式を使用するものとする。				→文章の修正
【解説】 ASP の活用については、平成 27 年 1 月 28 日以降に公告し、平成 27 年 4 月 1 日以降に入札書提出期限日となる工事については、ASP を利用する監督職員等及び受注者の費用は、共通仮設費の率分に含まれているので留意すること。 電子検査は、パソコン画面で電子データを確認するため、紙の打ち出しを省くためには有効であるが、画面表示に時間を要する、パソコン 1 台で行う場合に複数データを同時に確認できないなどの欠点もあるため、工事内容、検査内容等を十分に考慮し、パソコンを複数台用意するなどの工夫をして活用すること。				電子検査は、パソコン画面で電子データを確認するため、紙の打ち出しを省くためには有効であるが、画面表示に時間を要する、パソコン 1 台で行う場合に複数データを同時に確認できないなどの欠点もあるため、工事内容、検査内容等を十分に考慮し、パソコンを複数台用意するなどの工夫をして活用すること。なお、パソコン等機器の準備を行うことから、受検会場に				→書類作成とは無関係のため削除 →詳細解説の追加

土木工事書類作成提出要領・同解説 新旧対照表

現行（平成 28 年 7 月）	改訂案（令和 2 年 3 月）	備考欄
<p>また、技術検査官が事前に電子データを確認する機能等を活用することにより、検査の効率化を図るなどの工夫も必要である。</p> <p>「特仕」第 1 編 1-1-1-46 電子納品の 8.事前協議チェックシートで、ASP の活用や電子検査活用を考慮して協議することも大切である。なお、(11) 電子検査の項目については、「請負工事成績評定の運用の一部改定について（平成 27 年 3 月 20 日付け 国官技 309 号 国土交通省大臣官房技術審議官通知）」による事前協議（別紙－6）に替えるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 工事書類の作成提出</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第 3－1 施工計画書</p> <p>1) 施工計画書は、受注者が設計図書に基づき、工事着手前に工事目的物の施工手順、工法などを詳細に記載して監督職員に提出するものである。</p> <p>① 施工計画書は、設計図書に合致し、現場条件を反映させたものとする。</p> <p>② 施工計画書の作成項目や作成内容は、「共仕」、「特仕」、「追特仕」等の設計図書に示されたものを具体化して作成する。</p> <p>2) 受注者は、施工計画書に変更が生じた際には、「特仕」第 1 編 1-1-1-4 施工計画書の 4.変更施工計画書に基づき変更、追加、削除を行い、変更施工計画書を提出するものとする。</p> </div> <p>【解説】</p> <p>1) 施工計画書の作成については、「本手引き」の施工計画書の作成例を参考にして作成するものとする。また、施工計画書は、工事を施工するうえで大変重要な図書であり、現場を担当している全ての技術者及び監督職員等や発注担当者が情報共有し、常に供覧等できるように ASP のフォルダに保存しておく必要がある。</p> <p>2) 変更施工計画書を提出するにあたっては、工事打合せ簿の内容の欄に加筆・修正する項目及び該当ページを記載し、変更・追加箇所は、色文字や色枠囲いなどで、どの部分が変更・追加されたのかを明確にした最新版（全ページ）を提出するものとする。</p> <p>3) 原則 ASP を利用することとしており、電子による提出を前提とし加除一覧表は廃止する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第 3－2 技術提案等の工事請負契約書「附則」記載事項内容の施工計画書記載について</p> <p>1) 受注者は、総合評価落札方式により契約した場合、施工計画書に技術提案内</p> </div>	<p style="color: red;">については、受発注者で相談の上、臨機に対応すること。</p> <p>また、技術検査官が事前に電子データを確認する機能等を活用することにより、検査の効率化を図るなどの工夫も必要である。</p> <p>「特仕」第 1 編 1-1-1-46 電子納品の 8.事前協議チェックシートで、ASP の活用や電子検査活用を考慮して協議することも大切である。なお、(11) 電子検査の項目については、「請負工事成績評定の運用の一部改定について（令和元年度 9 月 20 日付け 国部整技管第 147 号 中部地方整備局長通知）」による事前協議（別紙－6）に替えるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 工事書類の作成提出</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第 3－1 施工計画書</p> <p>1) 施工計画書は、受注者が設計図書に基づき、工事着手前に工事目的物の施工手順、工法などを詳細に記載して監督職員に提出するものである。</p> <p>① 施工計画書は、設計図書に合致し、現場条件を反映させたものとする。</p> <p>② 施工計画書の作成項目や作成内容は、「共仕」、「特仕」、「追特仕」等の設計図書に示されたものを具体化して作成する。</p> <p>2) 受注者は、重要な変更が生じた場合（工期や数量等の軽微な変更以外）は、「特仕」第 1 編 1-1-1-4 施工計画書の 4.変更施工計画書に基づき変更、追加、削除を行い、変更施工計画書を提出するものとする。</p> <p style="color: red;">3) 災害復旧等早急な対応を要する場合の概略発注や関係機関協議等制約条件により施工方法が未確定な工種については、詳細内容が確定した段階で作成し提出するものとする。</p> </div> <p>【解説】</p> <p>1) 施工計画書の作成については、「本手引き」の施工計画書の作成例を参考にして作成するものとする。また、施工計画書は、工事を施工するうえで大変重要な図書であり、現場を担当している全ての技術者及び監督職員等や発注担当者が情報共有し、常に供覧等できるように ASP のフォルダに保存しておく必要がある。</p> <p>2) 変更施工計画書を提出するにあたっては、色文字や色枠囲いなどで、どの部分が変更・追加されたのかを明確にした最新版（全ページ）を提出するものとする。</p> <p>3) 原則 ASP を利用することとしており、電子による提出を前提とし加除一覧表は廃止する。</p> <p style="color: red;">4) 災害復旧等で工事着手前までの施工計画書作成が困難な場合は、提出時期について柔軟な対応が可能となるように考慮。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第 3－2 技術提案等の工事請負契約書「附則」記載事項内容の施工計画書記載について</p> <p>1) 受注者は、総合評価落札方式により契約した場合、施工計画書に技術提案内</p> </div>	<p>→「請負工事成績評定要領の一部改定について」（令和元年 9 月 20 日改定）に伴い修正</p> <p>→書類作成簡略化</p> <p>→やむを得ない場合の措置を追加</p> <p>→変更施工計画書にて変更追加箇所が確認できればよいため、一部削除</p> <p>→解説の追加</p>

土木工事書類作成提出要領・同解説 新旧対照表

現行（平成 28 年 7 月）	改訂案（令和 2 年 3 月）	備考欄
<p>容を踏まえた詳細な内容及び企業の施工能力等における登録基幹技能者配置、担当技術者の資格、建設 ICT の活用について記載するものとする。</p> <p>2) 技術提案等の工事請負契約書「附則」事項の履行確認チェックシート（別添－1、以下「チェックシート」という）は、技術提案及び施工能力の内容、実施計画（具体的な実施項目）、確認方法や頻度、確認時期について監督職員と受注者が調整したうえで作成するものとする。</p> <p>3) 技術提案及び施工能力の履行確認は、監督職員等が原則臨場して確認し、「チェックシート」の確認日欄に確認日及び確認方法（立会、写真、資料等）を記入し、監督職員が判定欄にチェック及びサインするものとする。</p> <p>4) 監督職員は確認の際、受注者に提出または提示を求める写真等の資料は必要最小限とし、受注者が作成・提出する総合評価実施報告書（バックデータの提出が必要な場合は、電子データによる提出を可とする）と「チェックシート」と合わせたものをまとめておくものとする。</p> <p>5) 主任監督員は、工事完成時に総括監督員に対し、総合評価実施報告書により技術提案の「履行」または「不履行」について報告するものとする。</p>	<p>容を踏まえた詳細な内容及び企業の施工能力等における登録基幹技能者配置、担当技術者の資格、建設 ICT 等の活用について記載するものとする。</p> <p>2) 技術提案等の工事請負契約書「附則」事項の履行確認チェックシート（別添－1、以下「チェックシート」という）は、技術提案及び施工能力の内容、実施計画（具体的な実施項目）、確認方法や頻度、確認時期について監督職員と受注者が調整したうえで作成するものとする。</p> <p>3) 技術提案及び施工能力の履行確認は、監督職員等が原則臨場して確認し、「チェックシート」の確認日欄に確認日及び確認方法（立会、写真、資料等）を記入し、監督職員が判定欄にチェック及びサインするものとする。</p> <p>4) 受注者が作成する総合評価実施報告書の写真等の資料については必要最小限とし、監督職員が提示を求めた場合は応じるものとする。</p> <p>5) 主任監督員は、工事完成時に総括監督員に対し、履行確認チェックシートにより技術提案等の「履行」または「不履行」について報告するものとする。報告時に、総合評価実施報告書が必要な場合は、受注者より提示を受けるとともに、報告終了後は速やかに返却するものとする。</p>	<p>→自由設定項目の追加により「等」を追加</p> <p>→文章の修正</p> <p>→技術提案内容の情報管理の措置</p>
<p>【解説】</p> <p>1) 技術提案した提案書をそのまま施工計画書へ添付しているケースが見られるが、施工計画書へは技術提案内容を具体的に（使用する材料名、規格、寸法、数量、実施・設置時期、実施・設置期間等を）記載することが必要である。また、施工方法、出来形・品質・写真管理方法についても、必要に応じ記入するものとする。</p> <p>2) 技術提案書に記載した内容は、契約書の附則に記載された内容のみならず、実施してはならない技術提案を除くすべてを履行しなければならない。 （「特仕」第1編 1-1-1-4 施工計画書の 3.技術提案の記載を参照）</p> <p>3) 発注者の責（現場条件の変更等）により、技術提案の一部又は全部が履行できなくなった場合は、速やかに発注者は受注者と協議し、削除するものとする。</p> <p>4) 受注者の責により、技術提案の一部又は全部が履行できなくなった場合は、契約書の附則事項に記載された技術提案と記載されていない技術提案のそれぞれの措置を講ずる。</p> <p>5) 技術提案等の工事請負契約書「附則」事項の履行確認チェックシートは、発注者が技術提案等の履行状況を確認する資料であるので、監督職員が作成するものとする。</p> <p>6) なお、「簡易な施工計画」の内容も本チェックシートを使用して、履行状況を確認しておくことが望ましい。</p>	<p>【解説】</p> <p>1) 技術提案した提案書をそのまま施工計画書へ添付しているケースが見られるが、施工計画書へは技術提案内容を具体的に（使用する材料名、規格、寸法、数量、実施・設置時期、実施・設置期間等を）記載することが必要である。また、施工方法、出来形・品質・写真管理方法についても、必要に応じ記入するものとする。</p> <p>2) 技術提案書の提案のうち、契約書の附則に記載がない提案については、施工計画書の作成前に監督職員と施工の可否を協議しなければならない。 （「特仕」第1編 1-1-1-4 施工計画書の 2.技術提案の記載を参照）</p> <p>3) 発注者の責（現場条件の変更等）により、技術提案の一部又は全部が履行できなくなった場合は、速やかに発注者は受注者と協議し、削除するものとする。</p> <p>4) 受注者の責により、技術提案の一部又は全部が履行できなくなった場合は、契約書の附則事項に記載された技術提案と記載されていない技術提案のそれぞれの措置を講ずる。</p> <p>5) 技術提案等の工事請負契約書「附則」事項の履行確認チェックシートは、発注者が技術提案等の履行状況を確認する資料であるので、監督職員等が作成するものとする。</p> <p>6) なお、「簡易な施工計画」の内容も本チェックシートを使用して、履行状況を確認すること。</p>	<p>→「特記仕様書」（令和元年 8 月改定）に伴い修正</p> <p>→文章の修正</p>
<p>第 3－3 施工体制台帳、施工体系図</p> <p>1) 改正建設業法が平成 27 年 4 月 1 日よりの施行されたことにより、下請契約を締結する全ての元請業者は施工体制台帳を作成し、適化法によりその写しを発注者に提出する必要がある。</p>	<p>第 3－3 施工体制台帳、施工体系図</p> <p>1) 改正建設業法が平成 27 年 4 月 1 日よりの施行されたことにより、下請契約を締結する全ての元請業者は施工体制台帳を作成し、適化法によりその写しを発注者に提出する必要がある。</p>	

土木工事書類作成提出要領・同解説 新旧対照表

現行（平成 28 年 7 月）	改訂案（令和 2 年 3 月）	備考欄
<p>2) 施工体制台帳等に係る提出書類については次のようにする。</p> <p>① 受注者は、工事現場に施工体制台帳の原本を備え付け、監督職員及び検査職員が提示を求めた場合は応じるものとする。</p> <p>② 施工体制台帳の変更や追加については、原本に反映させ、速やかに変更等に伴う施工体制台帳、再下請負通知書及び施工体系図を監督職員へ提出するものとする。なお、施工体系図（工事担当技術者）については監督職員から提示を求められた場合は、応じるものとする。</p> <p>③ 施工体制台帳は、建設業法で受注者において5年間の保存が義務付けられている。</p> <p>【解説】 施工体制台帳及び施工体系図については、「本手引き」の「施工体制」及び「施工体制の把握」の項目を参照されたい。</p> <p>1) 施工体制台帳は添付資料を含めて、工事ごとに現場事務所に常時備え付け、閲覧可能にしておくものとする。</p> <p>2) 一次下請人となる警備会社についても記載する必要がある。</p>	<p>2) 施工体制台帳等に係る提出書類については次のようにする。</p> <p>① 受注者は、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出しなければならない。</p> <p>② 施工体制台帳は、建設業法で受注者において5年間の保存が義務付けられている。</p> <p>【解説】 施工体制台帳及び施工体系図については、「本手引き」の「施工体制」及び「施工体制の把握」の項目を参照されたい。</p> <p>1) 施工体制台帳の添付資料は提出する必要はないが、工事ごとに現場事務所に常時備え付け、閲覧可能にしておくものとする。（「特仕」第1編 1-1-1-10 参照）</p> <p>2) 一次下請人となる警備会社についても記載する必要がある。</p>	<p>→「特記仕様書」（令和元年8月改定）に伴い修正 →「特記仕様書」（令和元年8月改定）に伴い削除</p> <p>→詳細解説を追加</p>
<p>第3-4 工事打合せ簿「協議（指示）」</p> <p>1) 工事打合せ簿「協議（指示）」は、発注者において作成し、監督職員と受注者が双方において保管するものとする。</p> <p>2) 工事打合せ簿「協議（指示）」に添付する資料は、必要最少限とする。</p> <p>3) 検査時には、受注者が保管する工事打合せ簿「協議（指示）」を使用して検査を行うものとする。（検査のために原本をコピーする必要なし）</p> <p>【解説】 1) 工事打合せ簿「協議（指示）」に添付する資料は必要最小限とし、工法等で比較検討が必要な場合の資料作成は、原則として、発注者と受注者が協議して実施するものとする。</p>	<p>第3-4 工事打合せ簿「協議（指示）」</p> <p>1) 工事打合せ簿「協議（指示）」は、発注者において作成し、監督職員と受注者が双方において保管するものとする。</p> <p>2) 工事打合せ簿「協議（指示）」に添付する資料は、必要最小限とする。</p> <p>3) 検査時には、受注者が保管する工事打合せ簿「協議（指示）」を使用して検査を行うものとする。（検査のために原本をコピーする必要なし）</p> <p>【解説】 1) 工事打合せ簿「協議（指示）」に添付する資料は、工程上の時間的制約や作成労力に配慮し、協議目的が達成でき得る必要最小限とする。また、工法等で比較検討が必要な場合の資料作成は、原則として、発注者と受注者が協議（WEB 会議含む）を実施し、工程に影響のないよう努めるものとする。</p>	<p>→誤記修正</p> <p>→詳細解説を追加</p>
<p>第3-5 工事打合せ簿「協議」</p> <p>1) 工事打合せ簿「協議」に添付する資料は、必要最少限とする。</p> <p>2) 協議当初は、詳細図（正確な寸法が記載された図面）は不要とし、設計図書に対して発生した事象や内容が判る写真と対応策のみを適切に記載し処理をするものとする。詳細図は、方針等が定まった段階で必要により作成するものとし、頻繁な差し替え等は行わないものとする。</p> <p>3) 受注者の設計照査により発注者への協議が必要な場合は、設計照査の資料を利用し協議を実施するものとする。</p> <p>4) 現場推進会議において決定した内容（「発注者 処理・回答」欄の記載内容）で、そのまま施工可能なものは、確認書（三者のサイン入りのもの）の提出に</p>	<p>第3-5 工事打合せ簿「協議」</p> <p>1) 工事打合せ簿「協議」に添付する資料は、必要最小限とする。発注者は意識し過度な書類作成とならないよう努めるものとする。</p> <p>2) 協議当初は、詳細図（正確な寸法が記載された図面）は不要とし、設計図書に対して発生した事象や内容が判る写真と対応策のみを適切に記載し処理をするものとする。詳細図は、方針等が定まった段階で必要により作成するものとし、頻繁な差し替え等は行わないものとする。</p> <p>3) 受注者の設計照査により発注者への協議が必要な場合は、設計照査の資料を利用し協議を実施するものとする。</p> <p>4) 現場推進会議において決定した内容（「発注者 処理・回答」欄の記載内容）で、そのまま施工可能なものは、確認書（三者のサイン入りのもの）の提出に</p>	<p>→誤記修正及び詳細追加</p>

土木工事書類作成提出要領・同解説 新旧対照表

現行（平成 28 年 7 月）	改訂案（令和 2 年 3 月）	備考欄
<p>より、協議に読み替えることができるものとする。</p> <p>【解説】</p> <p>1) 工事打合せ簿「協議」においても、添付する資料は必要最小限とする。特に、設計照査や現場推進会議で使用した資料は、できる限り工事打合せ簿「協議」に生かす工夫が必要である。</p> <p>また、発注者が対外協議等で説明に必要な資料の作成については、発注者と受注者の協議により実施するものとする。</p> <p>2) 工事打合せ簿「協議」の中で、特に現場がストップするような案件や受注者でできるだけ早い回答が必要な案件等は、速やかに回答するように発注者と受注者で努力することが重要である。ワンデーレスポンスは、それを実施することが目的ではなく、それを心がけることにより、効率的な施工体制が確保され、発注者と受注者の良好なコミュニケーションが確保されることが重要である。</p>	<p>より、協議に読み替えることができるものとする。</p> <p>【解説】</p> <p>1) 工事打合せ簿「協議」は施工上精算に係わる重要なものであるが、作成上負担となっていることも事実であるため、添付する資料は必要最小限とし、受発注者は意識して過度な書類作成は行わないよう努めるものとする。特に、設計照査や現場推進会議で使用した資料は、できる限り工事打合せ簿「協議」に生かす工夫が必要である。</p> <p>また、発注者が対外協議等で説明に必要な資料の作成については、発注者と受注者の協議により実施するものとする。</p> <p>2) 工事打合せ簿「協議」の中で、特に現場がストップするような案件や受注者でできるだけ早い回答が必要な案件等は、速やかに回答するように発注者と受注者で打合せ（WEB 会議含む）で意思疎通を図る等、円滑な工事執行に向け努力することが重要である。ワンデーレスポンスは、それを実施することが目的ではなく、それを心がけることにより、効率的な施工体制が確保され、発注者と受注者の良好なコミュニケーションが確保されることが重要である。</p>	<p>→詳細解説を追加</p> <p>→詳細解説を追加</p>
<p>第 3-6 工事打合せ簿「承諾」</p> <p>1) 使用材料の承諾については、設計図書で指定された材料以外は不要である。なお、工事着手前に監督職員の指示により承諾が必要とされた材料についても工事打合せ簿「承諾」により処理するものとする。</p> <p>2) 任意施工に関する材料等についても工事打合せ簿「承諾」は不要である。</p> <p>3) 使用材料に関するパンフレット等の提出は必要最少限の添付資料とし、参考となる Web ページアドレスを記載するなどの工夫を行うものとする。</p> <p>4) 工事打合せ簿「協議」と工事打合せ簿「承諾」を混同している事例があるが、「協議」は発注者と受注者が対等な立場で合議し結論を得ることであり、「承諾」は設計図書で明示した事項について発注者と受注者が同意することである。なお、設計変更の対象としない事項については「承諾」で処理されている事例があるが、協議事項については設計変更の対象に関係なく「協議」として行い、設計変更の対象としない場合は、その旨を明記しておく必要がある。</p>	<p>第 3-6 工事打合せ簿「承諾」</p> <p>1) 使用材料の承諾については、設計図書で指定された材料以外は不要である。なお、工事着手前に監督職員の指示により承諾が必要とされた材料についても工事打合せ簿「承諾」により処理するものとする。</p> <p>2) 任意施工に関する材料等についても工事打合せ簿「承諾」は不要である。</p> <p>3) 使用材料に関するパンフレット等の提出は必要最少限の添付資料とし、参考となる Web ページアドレスを記載するなどの工夫を行うものとする。</p> <p>4) 工事打合せ簿「協議」と工事打合せ簿「承諾」を混同している事例があるが、「協議」は発注者と受注者が対等な立場で合議し結論を得ることであり、「承諾」は設計図書で明示した事項について発注者と受注者が書面等により同意することである。なお、設計変更の対象としない事項については「承諾」で処理されている事例があるが、協議事項については設計変更の対象に関係なく「協議」として行い、設計変更の対象としない場合は、その旨を明記しておく必要がある。</p>	<p>→誤記修正</p> <p>→詳細追加</p>
<p>第 3-7 工事打合せ簿「提出」</p> <p>1) 工事で使用した全ての材料の品質・規格を証明する資料は、受注者の責任において使用する前に確認し整備、保管するものとする。そのうち、設計図書で指定された材料は使用する前や完成時に提出（納品）するものとする。また、施工中や検査時に監督職員や検査職員から提示を求められた場合は、応じるものとする。</p> <p>2) 使用材料に関するパンフレット等の提出は不要とする。パンフレットが必要な場合は、必要最少限とし、参考となる Web ページアドレスを記載するなど</p>	<p>第 3-7 工事打合せ簿「提出」</p> <p>1) 工事で使用した全ての材料の品質・規格を証明する資料は、受注者の責任において使用する前に確認し整備、保管するものとする。そのうち、設計図書で指定された材料は使用する前や完成時に提出（納品）するものとする。また、施工中や検査時に監督職員や検査職員から提示を求められた場合は、応じるものとする。</p> <p>2) 使用材料に関するパンフレット等の提出は不要とする。パンフレットが必要な場合は、必要最少限とし、参考となる Web ページアドレスを記載するなど</p>	<p>→誤記修正</p>

土木工事書類作成提出要領・同解説 新旧対照表

現行（平成 28 年 7 月）	改訂案（令和 2 年 3 月）	備考欄
<p>の工夫を行うものとする。</p> <p>3) 施工機械で排ガス対策型、低騒音型、低振動型機械については、使用機械の機種、規格、型式、指定内容、指定番号、適合区分を施工計画書に明記し、受注者は施工中にシールの貼付とシールの有効期間等の整合性を確認することとし、機械が認定された公示文や証明書等のコピーの提出は必要としない。</p> <p>【解説】</p> <p>1) 共仕 3-2-12-2 の 2 項（ミルシートの提出）などの様に設計図書で指定する場合又は監督職員が指定する場合は提出（納品）が必要となるので注意すること。監督職員による品質証明資料の提示請求に際し、JIS マーク表示品は JIS マークの表示を確認できる写真等で品質証明資料の提示に代えることができる。</p> <p>2) 指定機械の排ガス対策型、低騒音型、低振動型機械の確認については、持込許可書発行の申請資料等の既存の資料の提示により行う。</p>	<p>の工夫を行うものとする。</p> <p>3) 施工機械で排ガス対策型、低騒音型、低振動型機械については、使用機械の機種、規格、型式を施工計画書に明記し、受注者は施工中にシールの貼付とシールの有効期間等の整合性を確認することとし、機械が認定された公示文や証明書等のコピーの提出は必要としない。</p> <p>【解説】</p> <p>1) 共仕 3-2-12-2 の 2 項（ミルシートの提出）などの様に設計図書で指定する場合又は監督職員が指定する場合は提出（納品）が必要となるので注意すること。監督職員による品質証明資料の提示請求に際し、JIS マーク表示品は JIS マークの表示を確認できる写真等で品質証明資料の提示に代えることができる。</p>	<p>→書類作成簡略化</p>
<p>第 3-8 工事履行報告書</p> <p>1) 工事履行報告書は、契約上定められた書類であり、発注者（監督職員）が工事の進捗状況を把握するための資料である。</p> <p>2) 工事履行報告書は ASP 等を使用して提出するものとし、添付資料は不要である。ただし、監督職員から工事履行報告書の内容の確認を求められた場合、受注者は実施工程表や出来高内訳等を提示するものとする。</p> <p>【解説】</p> <p>1) 添付資料（実施工程表や詳細な出来高内訳等）は不要である。</p> <p>2) 協議（指示）簿により請負代金額が大幅に増減する見込みとなった場合、変更契約前であっても協議（指示）簿の概算金額を基に算定した金額を加味し、見直しても良い。実施工程表も同様である</p> <p>3) 原則 ASP 利用により、電子による提出を前提とし ASP の機能を利用すること。</p>	<p>第 3-8 工事履行報告書</p> <p>1) 工事履行報告書は、契約上定められた書類であり、発注者（監督職員）が工事の進捗状況を把握するための資料である。</p> <p>2) 工事履行報告書の添付資料は不要であるが、監督職員から工事履行報告書の内容の確認を求められた場合、受注者は実施工程表や出来高内訳等を提示するものとする。</p> <p>【解説】</p> <p>1) 添付資料（実施工程表や詳細な出来高内訳等）は不要である。</p> <p>2) 協議（指示）簿により請負代金額が大幅に増減する見込みとなった場合、変更契約前であっても協議（指示）簿の概算金額を基に算定した金額を加味し、見直しても良い。実施工程表も同様である</p>	<p>→文章の修正</p>
<p>第 3-9 休日・夜間作業届</p> <p>1) 休日・夜間作業の有無を週間工程会議や ASP 等による週間工程表等で監督職員が事前に確認することができれば休日・夜間作業届の作成は不要である。</p> <p>2) 緊急の際は口頭、電子メール、Fax による連絡で良いものとする。</p> <p>3) 現道上の工事を行う場合は、口頭以外の電子メール、Fax による連絡でも良いものとする。</p> <p>4) 監督職員または検査職員が、休日取得状況の確認を行うため、資料（作業日、休業日がカレンダーに明示され、休日取得率が計算された資料等）の提示を求めた場合、受注者は応じるものとする。</p>	<p>第 3-9 休日・夜間作業届</p> <p>1) 休日・夜間作業の有無を週間工程会議や ASP 等による週間工程表等で監督職員が事前に確認することができれば休日・夜間作業届の作成は不要である。</p> <p>2) 緊急の際は口頭、電子メール、Fax による連絡で良いものとする。</p> <p>3) 現道上の工事を行う場合は、口頭以外の電子メール、Fax による連絡でも良いものとする。</p> <p>4) 監督職員または検査職員が、休日取得状況の確認を行うため、資料（作業日、休業日がカレンダーに明示され、休日取得率が計算された資料等）の提示を求めた場合、受注者は応じるものとする。</p>	<p>→要領冒頭に記載のため削除</p>
<p>第 3-10 材料確認簿（確認簿）</p> <p>1) 材料確認は、設計図書で指定された材料について行うものとする。</p>	<p>第 3-10 材料確認簿（確認簿）</p> <p>1) 材料確認は、設計図書で指定された材料について行うものとする。</p>	

土木工事書類作成提出要領・同解説 新旧対照表

現行（平成 28 年 7 月）	改訂案（令和 2 年 3 月）	備考欄
<p>2) 材料確認簿（確認簿）については、ASP 等を使用して監督職員と受注者でやりとりを行い、工事施工中は各々で電子データにより保管するものとする。</p> <p>3) 材料確認に使用する資料については、確認実施者で保管するものとし、材料確認簿（確認簿）に添付しないものとする。</p> <p>【解説】</p> <p>1) 材料確認時に用いた資料等は、確認実施者で保管しているため、受注者は完成時に提出する材料確認簿に添付する必要はない。</p> <p>2) 工事完成後において、工事施工中に確認実施者が保管していた資料等は、工事書類として保管するものとする。</p> <p>3) 原則 ASP 利用により、電子による提出を前提とし ASP の機能を利用すること。</p>	<p>2) 材料確認簿（確認簿）については、ASP 等を使用して監督職員と受注者でやりとりを行い、工事施工中は各々で電子データにより保管するものとする。</p> <p>3) 材料確認に使用する資料については、確認実施者で保管するものとし、材料確認簿（確認簿）に添付しないものとする。</p> <p>【解説】</p> <p>1) 材料確認時に用いた資料等は、確認実施者で保管しているため、受注者は完成時に提出する材料確認簿に添付する必要はない。</p> <p>2) 工事完成後において、工事施工中に確認実施者が保管していた資料等は、工事書類として保管するものとする。</p>	<p>→要領冒頭に記載のため削除</p>
<p>第 3-1-1 段階確認簿（確認書）</p> <p>1) 工事施工に伴う段階確認については、頻度や実施時期等を施工計画書に記載して提出するものとする。</p> <p>2) 段階確認簿（確認書）の様式は、ASP 等を使用して発注者と受注者でやりとりを行い、工事施工中は各々で電子データにより保管するものとする。</p> <p>3) 段階確認時に使用する資料については、確認実施者で保管するものとし、段階確認簿（確認書）に添付しないものとする。</p> <p>【解説】</p> <p>1) 監督職員は「重点的な監督業務」の対象工事であるか事前に確認を行うこと。</p> <p>2) 段階確認の頻度や実施時期等は事前に監督職員と打合せを行い施工計画書に反映させるものとする。</p> <p>3) 段階確認に用いた資料等は、確認実施者で保管しているため、受注者は完成時に提出する段階確認簿（確認書）に含めて提出する必要はない。</p> <p>4) 工事完成後において、工事施工中に確認実施者が保管していた資料等は、工事書類として保管するものとする。</p> <p>5) 原則 ASP 利用により、電子による提出を前提とし ASP の機能を利用すること。</p>	<p>第 3-1-1 段階確認簿（確認書）</p> <p>1) 工事施工に伴う段階確認については、頻度や実施時期等を施工計画書に記載して提出するものとする。</p> <p>2) 段階確認簿（確認書）の様式は、ASP 等を使用して発注者と受注者でやりとりを行い、工事施工中は各々で電子データにより保管するものとする。</p> <p>3) 監督職員又は現場技術員が臨場した場合、状況写真は不要であり、出来形管理写真は省略できる。</p> <p>4) 段階確認時に使用する資料については、確認実施者で保管もしくは ASP に登録するものとし、段階確認簿（確認書）に添付しないものとする。</p> <p>【解説】</p> <p>1) 監督職員は「重点的な監督業務」の対象工事であるか事前に確認を行うこと。</p> <p>2) 段階確認の頻度や実施時期等は事前に監督職員と打合せを行い施工計画書に反映させるものとする。</p> <p>3) 段階確認に用いた資料等は、確認実施者で保管しているため、受注者は完成時に提出する段階確認簿（確認書）に含めて提出する必要はない。</p> <p>4) 工事完成後において、工事施工中に確認実施者が保管していた資料等は、工事書類として保管するものとする。</p>	<p>→文章追加</p> <p>→文章追加 「特記仕様書」に合わせ修正</p>
<p>第 3-1-2 確認・立会願（確認立会書）</p> <p>1) 確認・立会願（確認立会書）については、段階確認簿（確認書）と同様の手続きや取扱いをするものとする。</p>	<p>第 3-1-2 確認・立会願（確認立会書）</p> <p>1) 確認・立会願（確認立会書）については、段階確認簿（確認書）と同様の手続きや取扱いをするものとする。</p> <p>2) 監督職員又は現場技術員が臨場した場合、状況写真は不要であり、出来形管理写真は省略できる。</p>	<p>→文章追加</p>
<p>第 3-1-3 出来形管理図表</p> <p>1) 出来形管理は、その目的を理解して、各工種ごとに管理目標を立てて実施す</p>	<p>第 3-1-3 出来形管理図表</p> <p>1) 出来形管理は、その目的を理解して、工種ごとに管理目標を立てて実施する</p>	<p>→誤記修正</p>

土木工事書類作成提出要領・同解説 新旧対照表

現行（平成 28 年 7 月）	改訂案（令和 2 年 3 月）	備考欄
<p>るとともに、実施結果の評価を行いそれを今後どのように生かすかが重要である。そのためには、測定値を入力し出来形管理表として提出するだけでなく、その結果に対する評価をコメントして提出する必要がある。</p> <p>また、管理項目と管理方法等において施工計画書との整合が図られているかを確認しておく必要がある。</p> <p>2) 出来形管理関係は、基本的に ASP 等により提出を行うものとする。なお、検査では出来形の検査が大変重要であるので、検査時には次の資料の提出を行うものとする。</p> <p>◇測定点 10 点以上の出来形管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 出来形管理の評価コメント（まとめ）【様式任意】 測定結果総括表 【様式-81】 出来形管理図（工程能力図） 【様式-84】 <p>3) 検査時に測定データの確認や実地検査で測定結果一覧表【様式-82】が必要となる場合があるので、パソコンで確認できるようにしておくとともに、印刷できるようにしておく必要がある。</p> <p>4) 検査時に測定結果一覧表の値と野帳や測定状況写真との整合を行う場合があるので、野帳等を準備しておく必要がある。</p> <p>5) 納品される出来形管理資料について、各様式の測定者の氏名のみ（押印不要）で良いものとする。</p>	<p>るとともに、実施結果の評価を行い、それを今後どのように生かすかが重要である。そのためには、測定値を入力し出来形管理表として提出するだけでなく、その結果に対する評価をコメントして提出する必要がある。</p> <p>また、管理項目と管理方法等において施工計画書との整合が図られているかを確認しておく必要がある。</p> <p>2) 出来形管理関係は、基本的に ASP 等により提出を行うものとする。なお、検査では出来形の検査が大変重要であるので、検査時には次の資料の提出を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 出来形管理の評価コメント（まとめ）【様式任意】 測定結果総括表 【様式-81】 →測定点 10 点未満の場合は不要 測定結果一覧表 【様式-82】 品質管理図表 【様式-83】 品質管理図（工程能力図） 【様式-84】 →測定点 10 点未満の場合は不要 <p>3) 検査時に測定データの確認や実地検査で測定結果一覧表【様式-82】が必要となる場合があるので、パソコンで確認できるようにしておく。</p> <p>4) 納品される出来形管理資料について、各様式の測定者の氏名のみ（押印不要）で良いものとする。</p>	<p>→詳細追加</p> <p>→書類作成とは無関係のため削除</p>
<p>【解説】</p> <p>1) 出来形管理の目的を十分に理解して資料を作成する必要がある。</p> <p>2) 出来形管理関係資料は ASP 等で提出するものとする。</p> <p>3) パソコン、プリンターの準備について、検査前に監督職員と受注者で確認しておく必要がある。</p> <p>4) 出来形管理の『評価コメント(まとめ)、様式-81、様式-82、様式-84』の事例を次に示す。</p> <p>5) 納品される出来形管理資料のうち測定者の押印が必要な様式（様式-81～85 等）について、帳票を打ち出し押印後スキャニング（PDF 化等）して電子納品することを廃止する。出来形管理システムで作成された帳票を納品すればよいものとする。</p> <p>評価コメント(まとめ) の事例</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>〇〇下部工の出来形について</p> <p>1. 現場条件および出来形管理の項目（注意事項）</p> <p>① 〇〇下部工は、形が複雑なため、出来形管理点（寸法）を多くする。</p> <p>② 沓座は特に高さ管理を十分実施し、高さの管理点も多くする。</p> <p>2. 出来形管理の目標値</p> <p>① 寸法、基準高とも、規格値の 80%以内</p> </div>	<p>【解説】</p> <p>1) 出来形管理の目的を十分に理解して資料を作成する必要がある。</p> <p>2) 出来形管理の『評価コメント(まとめ)、様式-81、様式-82、様式-84』の事例を次に示す。</p> <p>3) 納品される出来形管理資料のうち測定者の押印が必要な様式（様式-81～84 等）について、帳票を打ち出し押印後スキャニング（PDF 化等）して電子納品することを廃止する。出来形管理システムで作成された帳票を納品すればよいものとする。</p> <p>評価コメント(まとめ) の事例</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>〇〇下部工の出来形について</p> <p>1. 現場条件および出来形管理の項目（注意事項）</p> <p>① 〇〇下部工は、形が複雑なため、出来形管理点（寸法）を多くする。</p> <p>② 沓座は特に高さ管理を十分実施し、高さの管理点も多くする。</p> <p>2. 出来形管理の目標値</p> <p>① 寸法、基準高とも、規格値の 80%以内</p> </div>	<p>→ヒストグラムの提出廃止による</p>

土木工事書類作成提出要領・同解説 新旧対照表

現行（平成 28 年 7 月）	改訂案（令和 2 年 3 月）	備考欄
-----------------	-----------------	-----

3. 出来形管理の評価

- ① 寸法は全体で 20 点、50%以内が 10 点、80%以内が 9 点、80%を超えた点が 1 点（ただし規格値内）であった。
- ② 基準高は、15 点中、50%以内が 2 点、80%以内が 13 点であった。
- ③ 施工順にプロットした出来形管理において、〇〇を実施したことによりバラツキが 50%以内に納まったことが確認できた。

4. 評価

- ① 出来形については、概ね良好な出来形であると評価する。
- ② 〇〇を実施したことにより、通常より精度管理を高めることができた。

3. 出来形管理の評価

- ① 寸法は全体で 20 点、50%以内が 10 点、80%以内が 9 点、80%を超えた点が 1 点（ただし規格値内）であった。
- ② 基準高は、15 点中、50%以内が 2 点、80%以内が 13 点であった。
- ③ 施工順にプロットした出来形管理において、〇〇を実施したことによりバラツキが 50%以内に納まったことが確認できた。

4. 評価

- ① 出来形については、概ね良好な出来形であると評価する。
- ② 〇〇を実施したことにより、通常より精度管理を高めることができた。

様式-81、様式-82、様式-84 の事例

The image shows three overlapping forms: 様式-81 (Measurement Data Summary Table), 様式-82 (Measurement Data Summary Table with a diagram of a stepped structure), and 様式-84 (Output Form Management Table (Engineering Force)).

様式-81、様式-82、様式-84 の事例

The image shows three overlapping forms: 様式-81 (Measurement Data Summary Table), 様式-82 (Measurement Data Summary Table with a diagram of a stepped structure), and 様式-84 (Output Form Management Table (Engineering Force)).

第 3-1-4 品質管理図表

- 1) 品質管理については、出来形管理と同様にその目的を理解して、各工種ごとに管理目標を立てて実施するとともに、実施結果の評価を行い、それを今後どのように生かすかが重要である。そのためには、測定値を入力し品質管理表として提出するだけでなく、その結果に対する評価（特に工程との関係など）をコメントして提出する必要がある。
- 2) 品質管理関係についても基本的に ASP 等により提出を行うものとする。なお、検査では品質の検査が大変重要であるので、検査時に次の資料の提出を行うものとする。

第 3-1-4 品質管理図表

- 1) 品質管理については、出来形管理と同様にその目的を理解して、工種ごとに管理目標を立てて実施するとともに、実施結果の評価を行い、それを今後どのように生かすかが重要である。そのためには、測定値を入力し品質管理表として提出するだけでなく、その結果に対する評価（特に工程との関係など）をコメントして提出する必要がある。
- 2) 品質管理関係についても基本的に ASP 等により提出を行うものとする。なお、検査では品質の検査が大変重要であるので、検査時に次の資料の提出を行うものとする。

→誤記修正

土木工事書類作成提出要領・同解説 新旧対照表

現行（平成 28 年 7 月）	改訂案（令和 2 年 3 月）	備考欄
<p>◇測定点 10 点以上の品質管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 品質管理の評価コメント（まとめ）【様式任意】 測定結果総括表 【様式-81】 品質管理図（工程能力図） 【様式-84】 <p>3) 検査時に測定データの確認のため、測定結果一覧表【様式-82】や関連資料が必要となる場合があるので、パソコンで確認できるようにしておくとともに、印刷できるようにしておく必要がある。</p> <p>4) 検査時に測定結果一覧表の値と測定結果証明書、野帳、測定状況写真等との整合を行う場合があるので、野帳等を準備しておく必要がある。</p> <p>5) 納品される品質管理資料について、各様式の測定者の押印は行わなくても良いものとする。</p> <p>【解説】</p> <ol style="list-style-type: none"> 品質管理の目的を十分に理解して資料を作成する必要がある。 品質管理関係資料は ASP 等で提出するものとする。 パソコン、プリンターの準備について、検査前に監督職員と受注者で確認しておく必要がある。 品質管理の『評価コメント(まとめ)、様式-81、様式-82、様式-84』の事例を次に示す。 納品される出来形管理資料のうち測定者の押印が必要な様式（様式-81～85 等）について、帳票を打ち出し押印後スキャニング（PDF 化等）して電子納品することを廃止する。出来形管理システムで作成された帳票を納品すればよいものとする。 <p>評価コメント(まとめ) の事例</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>コンクリートの品質について</p> <ol style="list-style-type: none"> 現場の条件及び状況 <ol style="list-style-type: none"> ① 工事現場は、生コンプラントから約 20km 離れているため、コンクリートの練り混ぜから打ち終わるまでの時間管理及びプラントとの連絡調整の徹底を実施。 ② 工事現場は、強い風が年間を通じて吹く現場であるため、コンクリート打設と養生に特に注意を払う。（シート養生および養生温度管理） 品質管理の内容とその目標 <ol style="list-style-type: none"> ① 練り混ぜから打ち終わるまでの時間管理（生コン車全数の管理）〔目標値 60 分以内〕 ② スランプ、空気量、単位水量の管理〔目標値：規格値の 80%〕 ③ 打設時及び養生時の温度管理〔目標値±○○℃以下〕 品質管理の結果 <ol style="list-style-type: none"> ① 練り混ぜから打ち終わるまでの時間管理：最大○○分、最少○○分、平均○○分（○月○日の打設時に交通渋滞により目標値を超えたため、使用せず） </div>	<ul style="list-style-type: none"> 品質管理の評価コメント（まとめ）【様式任意】 測定結果総括表 【様式-81】 →測定点 10 点未満の場合は不要 測定結果一覧表 【様式-82】 品質管理図表 【様式-83】 品質管理図（工程能力図） 【様式-84】 →測定点 10 点未満の場合は不要 <p>3) 検査時に測定データの確認のため、測定結果一覧表【様式-82】や関連資料が必要となる場合があるので、パソコンで確認できるようにしておくとともに、印刷できるようにしておく必要がある。</p> <p>4) 納品される品質管理資料について、各様式の測定者の押印は行わなくても良いものとする。</p> <p>【解説】</p> <ol style="list-style-type: none"> 品質管理の目的を十分に理解して資料を作成する必要がある。 品質管理の『評価コメント(まとめ)、様式-81、様式-82、様式-84』の事例を次に示す。 納品される出来形管理資料のうち測定者の押印が必要な様式（様式-81～84 等）について、帳票を打ち出し押印後スキャニング（PDF 化等）して電子納品することを廃止する。出来形管理システムで作成された帳票を納品すればよいものとする。 <p>評価コメント(まとめ) の事例</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>コンクリートの品質について</p> <ol style="list-style-type: none"> 現場の条件及び状況 <ol style="list-style-type: none"> ① 工事現場は、生コンプラントから約 20km 離れているため、コンクリートの練り混ぜから打ち終わるまでの時間管理及びプラントとの連絡調整の徹底を実施。 ② 工事現場は、強い風が年間を通じて吹く現場であるため、コンクリート打設と養生に特に注意を払う。（シート養生および養生温度管理） 品質管理の内容とその目標 <ol style="list-style-type: none"> ① 練り混ぜから打ち終わるまでの時間管理（生コン車全数の管理）〔目標値○○分以内〕 ② スランプ、空気量、単位水量の管理〔目標値：規格値の○○%〕 ③ 打設時及び養生時の温度管理〔目標値±○○℃以下〕 品質管理の結果 <ol style="list-style-type: none"> ① 練り混ぜから打ち終わるまでの時間管理：最大○○分、最少○○分、平均○○分（○月○日の打設時に交通渋滞により目標値を超えたため、使用せず） </div>	<p>→詳細追加</p> <p>→書類作成とは無関係のため削除</p> <p>→前段に記載・解説済みのため削除</p> <p>→ヒストグラムの提出廃止による</p> <p>→誤解を招く表現（あくまで事例）</p>

土木工事書類作成提出要領・同解説 新旧対照表

現行（平成 28 年 7 月）	改訂案（令和 2 年 3 月）	備考欄
-----------------	-----------------	-----

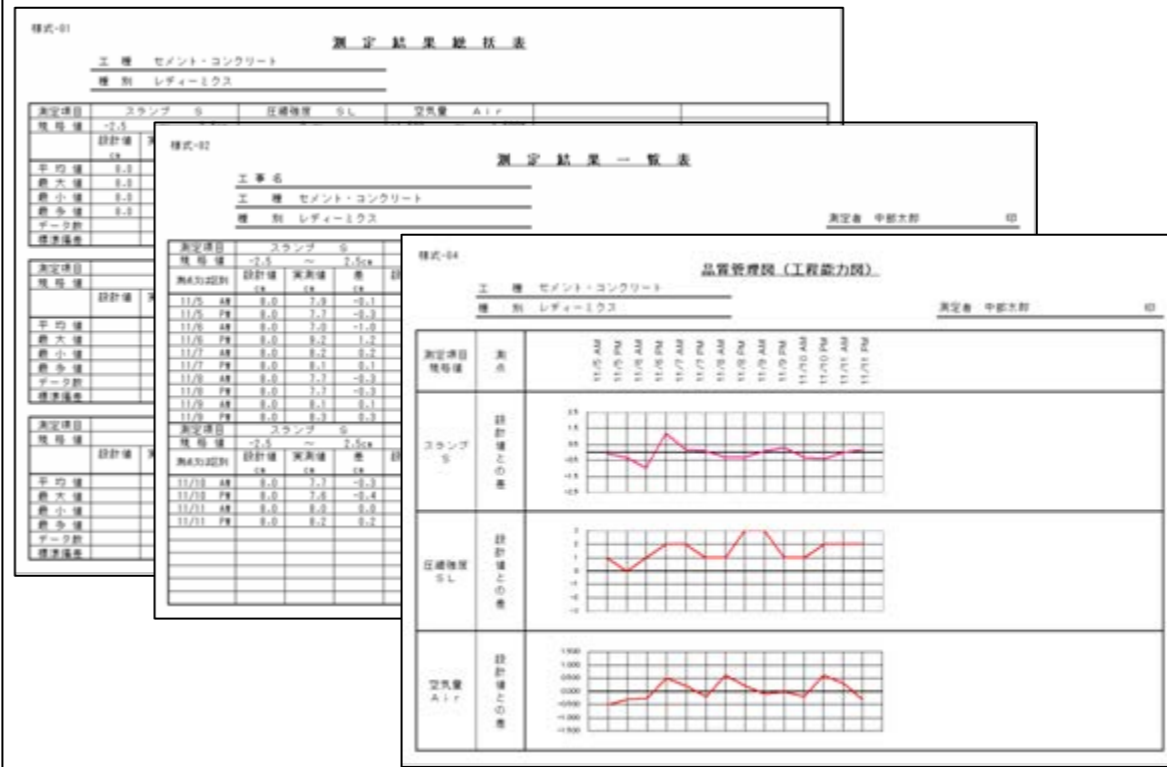
- ② スランプ、空気量、単位水量：最大〇〇、最少〇〇、平均〇〇
(スランプと空気量は、一部目標値を超えたが規格値内であることを確認し使用)
 - ③ 打設時及び養生時の温度管理：概ね目標値以内で管理。
 - ④ 圧縮強度試験：設計強度以上（〇〇～〇〇N/mm²）を確認。
 - ⑤ 微破壊・非破壊試験：設計強度以上（〇〇～〇〇N/mm²）を確認。
 - ⑥ 非破壊試験：かぶり、配筋問題なし
 - ⑦ 〇〇に一部ヘアークラック（0.1mm）が発生したが無害であることを確認。
 - ⑧ 施工順にプロットした品質管理において、〇〇を実施したことにより全て社内目標値に納まったことが確認できた。
4. 評価
- ① 全体として、品質の良いコンクリート構造物であると評価する。
 - ② 〇〇を実施したことにより、全て社内目標値に納まったことが確認できた。

- ② スランプ、空気量、単位水量：最大〇〇、最少〇〇、平均〇〇
(スランプと空気量は、一部目標値を超えたが規格値内であることを確認し使用)
 - ③ 打設時及び養生時の温度管理：概ね目標値以内で管理。
 - ④ 圧縮強度試験：設計強度以上（〇〇～〇〇N/mm²）を確認。
 - ⑤ 微破壊・非破壊試験：設計強度以上（〇〇～〇〇N/mm²）を確認。
 - ⑥ 非破壊試験：かぶり、配筋問題なし
 - ⑦ 〇〇に一部ヘアークラック（0.1mm）が発生したが無害であることを確認。
 - ⑧ 施工順にプロットした品質管理において、〇〇を実施したことにより全て社内目標値に納まったことが確認できた。
4. 評価
- ① 全体として、品質の良いコンクリート構造物であると評価する。
 - ② 〇〇を実施したことにより、全て社内目標値に納まったことが確認できた。

様式-81、様式-82、様式-84 の事例



様式-81、様式-82、様式-84 の事例



第3-15 安全管理書類

1) 工事中の安全確保は大変重要であるため、施工計画書に記載するとともに関係法令や仕様書により、十分な安全管理を行う必要があり、その結果を記録したものが安全管理書類となる。受注者は、安全管理書類を整理しておき、施工途中に監督職員が安全管理に関する資料の提示を求めた場合は応じるものとする。(すべて提出不要)

第3-15 安全管理書類

1) 工事中の安全確保は大変重要であるため、施工計画書に記載するとともに関係法令や仕様書により、十分な安全管理を行う必要があり、その結果を記録したものが安全管理書類となる。受注者は、安全管理書類を整理しておき、施工途中に監督職員が安全管理に関する資料の提示を求めた場合は応じるものとする。(すべて提出不要)

土木工事書類作成提出要領・同解説 新旧対照表

現行（平成 28 年 7 月）	改訂案（令和 2 年 3 月）	備考欄
<p>【解説】</p> <p>1) 安全管理書類は、監督・検査において、安全管理が適切に行われていることを確認するための書類であるため、受注者は常に提示できるようにしておく必要がある。</p> <p>なお、平成 28 年 7 月 1 日以降に公告された工事で、追加特記仕様書に「工事関係書類の一部重複確認を廃止する試行」と定められた場合は、監督職員により特段の指示がない場合は検査時に提出する必要はない。</p>		→検査時不要のため削除
<p>第 3-16 品質証明</p> <p>1) 品質証明は、受注者が責任を持って工事全般にわたり（工種が偏らないこと）社内検査を実施し、工事の品質等を証明するものである。したがって、品質証明員が、発注者の検査職員と同様な目で行うことが必要である。また、施工計画書に品質証明に関する社内検査の項目、時期、頻度等を記載するものとする。</p> <p>2) 品質証明に関する資料は、品質証明書を完成時に提出するものとし、社内検査に使用した資料は添付しないものとする。なお、検査時には品質証明員が出席することを原則としており、社内検査に使用した添付資料等は検査時に提示できるようにしておくものとする。また、施工途中で監督職員が品質証明に関する資料の提示を求めた場合は応じるものとする。</p>	<p>第 3-16 品質証明</p> <p>1) 品質証明は、受注者が責任を持って工事全般にわたり（工種が偏らないこと）社内検査を実施し、工事の品質等を証明するものである。したがって、品質証明員が、発注者の検査職員と同様な目で行うことが必要である。また、施工計画書に品質証明に関する社内検査の項目、時期、頻度等を記載するものとする。</p> <p>2) 品質証明に関する資料は、品質証明書を完成時に提出するものとし、社内検査に使用した資料は添付しないものとする。なお、検査時には品質証明員が出席することを原則としており、社内検査に使用した添付資料等は検査時に提示できるようにしておくものとする。また、施工途中で監督職員が品質証明に関する資料の提示を求めた場合は応じるものとする。</p>	
<p>第 3-17 土木工事品質確認技術者</p> <p>1) 受注者は、土木工事品質確認技術者を選択した場合、土木工事品質確認技術者として実施する段階確認や材料確認（設計図書で指定された材料）の項目、時期、頻度について監督職員と事前に協議し、取り決めた内容について、施工計画書に記載するものとする。</p> <p>2) 完成時には土木工事品質確認技術者が実施した内容を記録した様式と段階確認や材料確認で使用した資料を検査時に提出するものとする。なお、検査時には土木工事品質確認技術者が出席することを原則としており、土木工事品質確認技術者の記録様式、段階確認や材料確認した資料等について提示できるようにしておくものとする。また、施工途中で監督職員が、土木工事品質確認技術者が確認した資料等の提示を求めた場合は応じるものとする。</p>	<p>第 3-17 土木工事品質確認技術者</p> <p>1) 受注者は、土木工事品質確認技術者を選択した場合、土木工事品質確認技術者として実施する段階確認や材料確認（設計図書で指定された材料）の項目、時期、頻度について監督職員と事前に協議し、取り決めた内容について、施工計画書に記載するものとする。</p> <p>2) 完成時には土木工事品質確認技術者が実施した内容を記録した様式と段階確認や材料確認で使用した資料を検査時に提出するものとする。なお、検査時には土木工事品質確認技術者が出席することを原則としており、土木工事品質確認技術者の記録様式、段階確認や材料確認した資料等について提示できるようにしておくものとする。また、施工途中で監督職員が、土木工事品質確認技術者が確認した資料等の提示を求めた場合は応じるものとする。</p>	
<p>第 3-18 創意工夫等</p> <p>1) 創意工夫・社会性等に関する事項については、具体的な実施内容と方法を施工計画書に記載するものとする。</p> <p>2) 実施状況の報告は様式のみ提出とし、添付資料は必要により写真 1 枚程度とする。なお、監督職員が詳細な内容に関する資料等を求めた場合は、提示するものとする。</p>	<p>第 3-18 創意工夫等</p> <p>1) 創意工夫・社会性等に関する事項については、実施内容と方法を施工計画書に記載するものとする。</p> <p>2) 実施状況の報告は様式のみ提出とし、添付資料は必要により写真 1 枚程度とする。なお、監督職員が内容に関する説明等を求めた場合は、資料等により説明するものとする。</p>	<p>→文章修正</p> <p>→文章修正</p>

土木工事書類作成提出要領・同解説 新旧対照表

現行（平成 28 年 7 月）	改訂案（令和 2 年 3 月）	備考欄
<p>【解説】</p> <p>創意工夫・社会性等に関する実施項目は、イメージアップの項目と混同しない様に注意することが必要である。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第 3-19 工事写真</p> <p>1) 工事写真は、写真管理基準(案)に基づき施工計画書に該当工種の写真管理項目を記載し、これにより撮影・保存するものとする。</p> <p>2) 工事写真の提出は、デジタル写真管理情報基準に基づき整理し電子データのみとする。印刷した写真や写真帳の提出は不要である。</p> <p>3) 検査時に電子データの写真を確認するため、パソコン等の準備が必要である。</p> </div> <p>【解説】</p> <p>1) 工事写真は、デジタルカメラの普及により撮影枚数が極端に多い事例があるが、写真管理基準（案）により必要な場面で撮影すれば良い。したがって、撮影前にこの写真は何の目的で撮影するかを良く考えて撮影する必要がある。また、過去の検査時に検査官から指摘・要望を受けた等の理由で撮影枚数が増えたとの意見があるが、あくまでも写真管理基準(案)により撮影を行えば良い。</p> <p>2) 写真管理基準(案) 9.工事写真の整理方法(3)に記載されているとおり、デジタル写真管理情報基準に基づき整理した工事写真の原本を電子媒体で提出する場合は、工事写真帳の提出は不要である。</p> <p>3) 検査時に電子データの写真の確認に必要なパソコン等の準備を受発注者のどちらで行うかは電子納品・電子検査事前協議で行うこと。</p> <p>4) 完成写真については、電子納品により納品された CD-R 等に、写真管理基準(案)に基づき完成写真のデータが格納されているので、監督職員等が打ち出しを行い技術検査官等への説明資料として使用するものとする。</p>	<p>【解説】</p> <p>創意工夫・社会性等に関する実施項目は、現場環境改善の項目と混同しない様に注意することが必要である。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第 3-19 工事写真</p> <p>1) 工事写真は、写真管理基準(案)に基づき施工計画書に該当工種の写真管理項目を記載し、これにより撮影・保存するものとする。</p> <p>2) 工事写真の提出は、デジタル写真管理情報基準に基づき整理し電子データのみとする。印刷した写真や写真帳の提出は不要である。</p> <p>3) 検査時に電子データの写真を確認するため、←のパソコン等は受注者にて準備する必要がある。</p> <p>4) デジタル工事写真については小黒板情報の電子化を行い、受発注者双方の業務効率化を図る。</p> </div> <p>【解説】</p> <p>1) 工事写真は、デジタルカメラの普及により撮影枚数が極端に多い事例があるが、写真管理基準（案）により必要な場面で撮影すれば良い。したがって、撮影前にこの写真は何の目的で撮影するかを良く考えて撮影する必要がある。また、過去の検査時に検査官から指摘・要望を受けた等の理由で撮影枚数が増えたとの意見があるが、あくまでも写真管理基準（案）により撮影を行えば良い。</p> <p>2) 写真管理基準(案) 9.工事写真の整理方法(3)に記載されているとおり、デジタル写真管理情報基準に基づき整理した工事写真の原本を電子媒体で提出する場合は、工事写真帳の提出は不要である。</p> <p>3) 検査時に電子データの写真の確認に必要なパソコン等の準備を受発注者のどちらで行うかは電子納品・電子検査事前協議で行うこと。</p> <p>4) 完成写真については、電子納品により納品された CD-R 等に、写真管理基準(案)に基づき完成写真のデータが格納されているので、監督職員等が打ち出しを行い技術検査官等への説明資料として使用するものとする。</p> <p>5) デジタル工事写真の小黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものとする。</p>	<p>→名称変更</p> <p>→文章修正</p> <p>→令和元年 5 月 24 日付け事務連絡による</p> <p>→令和元年 5 月 24 日付け事務連絡による</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第 3-20 その他</p> <p>1) 材料納入伝票の提出は、設計図書で指定された材料がある場合のみとする。また、資料が多い場合は、電子データ（PDF ファイル）での提出を認めるものとする。</p> <p>2) 維持工事においては事前に監督職員と打合せを行い、提出資料の取り決めを行うものとする。</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第 3-20 その他</p> <p>1) 材料納入伝票の提出は、設計図書で指定された材料がある場合のみとする。また、資料が多い場合は、電子データ（PDF ファイル）での提出を認めるものとする。</p> <p>2) 維持工事においては事前に監督職員と打合せを行い、提出資料の取り決めを行うものとする。</p> </div>	

土木工事書類作成提出要領・同解説 新旧対照表

現行（平成 28 年 7 月）	改訂案（令和 2 年 3 月）	備考欄
<p>3) 関係官庁協議資料等は、監督職員が資料の写しの提出を求めた場合以外は、協議後の報告または提示のみで良いものとする。</p> <p>4) 新技術活用申請書の提出は、発注者指定型の場合は不要で、総合評価落札方式における技術提案（施工者希望型）で明記した場合及び請負契約締結後の提案（施工者希望型）で施工を行う場合のみで良い。但し、いずれの場合でも新技術を活用し施工を行った場合は、新技術活用効果調査表の作成・提出は必要である。</p> <p>5) 建退共受け払い簿については、提示するのみで良い。証紙を貼り付けた手帳のコピーは不要である。</p> <p>6) イメージアップの実施写真（報告書形式）の提出は不要。写真管理基準（案）に基づいて実施状況を撮影し工事写真として提出する。</p> <p>【解説】 1) 建退共については、現場説明書の指導事項（4）「建設業退職金共済制度について」を参照。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 その他</p> <p>第 4-1 意見等の提出等 本要領により、工事書類等の取扱い上、特段の問題が発生する恐れがある場合または改善等の意見がある場合は、中部地方整備局技術管理課検査係へ報告または提出するものとする。</p> <p>【解説】 本要領は、発注者や受注者のアンケートや工事検査官の意見等を参考に取りまとめたものであり、試行等を経ていないため、適用にあたり問題が生じた場合は技術管理課への報告をお願いするものである。また、発注者と受注者の業務の効率化を目的に進めているものであり、工事書類の簡素化を進めるうえで改善等の意見がある場合も技術管理課へ報告をお願いするものである。</p> <p>【連絡先】 中部地方整備局企画部技術管理課 技術検査官又は検査係 電話 052-953-8131</p>	<p>3) 関係官庁協議資料等は、監督職員が資料の写しの提出を求めた場合以外は、協議後の報告または提示のみで良いものとする。</p> <p>4) 新技術活用申請書の提出は、発注者指定型の場合は不要で、総合評価落札方式における技術提案（施工者希望型）で明記した場合及び請負契約締結後の提案（施工者希望型）で施工を行う場合のみで良い。但し、いずれの場合でも新技術を活用し施工を行った場合は、新技術活用効果調査表の作成・提出は必要である。</p> <p>5) 建退共受け払い簿については、提示するのみで良い。証紙を貼り付けた手帳のコピーは不要である。</p> <p>6) 現場環境改善の実施写真（報告書形式）の提出は不要。写真管理基準（案）に基づいて実施状況を撮影し工事写真として提出する。</p> <p>【解説】 1) 建退共については、現場説明書の指導事項（4）「建設業退職金共済制度について」を参照。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 その他</p> <p>第 4-1 意見等の提出等 本要領により、工事書類等の取扱い上、特段の問題が発生する恐れがある場合または改善等の意見がある場合は、中部地方整備局技術管理課検査係へ報告または提出するものとする。</p> <p>【解説】 本要領は、発注者や受注者のアンケートや工事検査官の意見等を参考に取りまとめたものであり、試行等を経ていないため、適用にあたり問題が生じた場合は技術管理課への報告をお願いするものである。また、発注者と受注者の業務の効率化を目的に進めているものであり、工事書類の簡素化を進めるうえで改善等の意見がある場合も技術管理課へ報告をお願いするものである。</p> <p>【連絡先】 中部地方整備局企画部技術管理課 技術検査官又は検査係 電話 052-953-8131</p>	<p>→名称の変更</p>

土木工事書類作成提出要領・同解説 新旧対照表

現行 (平成 28 年 7 月)

改訂案 (令和 2 年 3 月)

備考欄

別添-1 技術提案等の工事請負契約書「附則」事項の履行確認チェックシート

別添-1 技術提案等の工事請負契約書「附則」事項の履行確認チェックシート

工事名: 平成〇〇年度 〇〇〇〇〇〇〇〇工事

【技術提案等の工事請負契約書「附則」事項の履行確認チェックシート】

この決裁欄は、工事完成時に工事の成績評定を判定する際に主任監督員から報告を受けて押印する。

この決裁欄は、履行状況に問題があれば作成する。

この決裁欄は、登録技能者配置として実施する項目を具体的に記述する。

評価基準項目	番号	技術提案内容	実施計画	確認方法			備考
				承認方法	確認時期	確認日	
技術提案 目的物の性能・機能(耐久性)の向上対策 「橋台コンクリートのひび割れ抑制対策」	①	〇〇材を追加し、温度ひび割れを抑制します。	材料確認と施工時確認	実施計画	承認方法 H27.01/21 提出	判定 ☑	最終時点においては、資料番号を記載
	②	ひび割れの発生が予測される〇〇を設置し、ひび割れを抑制します。	養生計画書の作成	承認方法 8/03 提出	判定 〇〇	
	③	養生時は、〇〇し、ひび割れを抑制します。	養生計画書の作成	承認方法 8/03 提出	判定 〇〇	
	④	温度ひび割れ解析を実施し、.....養生計画を作成します。	ひび割れ分析結果の報告	承認方法	承認方法	判定 〇〇	
	⑤	承認方法	承認方法	判定 〇〇	

記入欄

事務所長	副所長	担当課長	担当係長	担当	監督員

この決裁欄は、登録技能者配置として実施する項目を具体的に記述する。

この決裁欄は、登録技能者配置として実施する項目を具体的に記述する。

この決裁欄は、登録技能者配置として実施する項目を具体的に記述する。

工事名: 平成〇〇年度 〇〇〇〇〇〇〇〇工事

【技術提案等の工事請負契約書「附則」事項の履行確認チェックシート】

この決裁欄は、工事完成時に工事の成績評定を判定する際に主任監督員から報告を受けて押印する。

この決裁欄は、履行状況に問題があれば作成する。

この決裁欄は、登録技能者配置として実施する項目を具体的に記述する。

評価基準項目	番号	技術提案内容	実施計画	確認方法			備考
				承認方法	確認時期	確認日	
技術提案 目的物の性能・機能(耐久性)の向上対策 「橋台コンクリートのひび割れ抑制対策」	①	〇〇材を追加し、温度ひび割れを抑制します。	材料確認と施工時確認	実施計画	承認方法 11/21 提出	判定 ☑	最終時点においては、資料番号を記載
	②	ひび割れの発生が予測される〇〇を設置し、ひび割れを抑制します。	養生計画書の作成	承認方法 8/03 提出	判定 〇〇	
	③	養生時は、〇〇し、ひび割れを抑制します。	養生計画書の作成	承認方法 8/03 提出	判定 〇〇	
	④	温度ひび割れ解析を実施し、.....養生計画を作成します。	ひび割れ分析結果の報告	承認方法	承認方法	判定 〇〇	
	⑤	承認方法	承認方法	判定 〇〇	

記入欄

事務所長	副所長	担当課長	担当係長	担当	監督員

この決裁欄は、登録技能者配置として実施する項目を具体的に記述する。

この決裁欄は、登録技能者配置として実施する項目を具体的に記述する。

この決裁欄は、登録技能者配置として実施する項目を具体的に記述する。

※ 記入欄は適宜追加する。また、技術提案と施工能力は別々の紙 (別葉) としてもよい

※ 記入欄は適宜追加する。また、技術提案と施工能力は別々の紙 (別葉) としてもよい